

島根史学会会報

第 62 号 2024. 7. 31

論文

近世西中国山地の木地師集団

—越境する移動と定住の実態—

斎藤 一

〈はじめに〉

木地師とは中世あるいはそれ以前から存在してきたとされる、山中で木を伐り取り、轆轤などを用いて木製品をつくることを生業とした人たちを言う。木を伐りつくすと稼業場所を変えるため、移動を常態としていた。また、多くは近江国小椋郷に隠棲した惟喬親王（文徳天皇皇子）を業祖とし、その従臣藤原実秀の子孫という由緒を持ち、近江国小椋郷の二つの「本家」としての社寺（蛭谷・筒井公文所、君ヶ畑・高松御所）を「根元」と仰ぎ、定期的な全国への巡回に上納で応じていた。天皇の編旨と伝えられる文書などにより自由な山入を保証されていたという話もあるが、近世においてはそこまでの権限は認められて

論文

近世西中国山地の木地師集団 —越境する移動と定住の実態—

斎藤 一 …… 一頁

明治期島根県出雲地域における陰陽連絡鉄道計画

—明治三十一年から明治四五年に至るまでの動向—

沼本 龍 …… 一七頁

戦後島根県の占領記録の史料的特徴とその活用方法に関する提言

西村 芳将 …… 三九頁

いなかったというのが、現在では通説となっている。なお、彼らは「木地屋」「木地挽」「轆轤師」などとも呼ばれるが、本報告では基本的に「木地師」と呼ぶ⁽¹⁾。筆者は前稿⁽²⁾において、歴史学分野では突出した仕事を残した杉本寿を取り上げて、その評価を行った上で、地域社会（村）との関係に注目して木地師の存在形態を次のように分類した。

- ① 自らの意思で来住して先住の農民との葛藤を経ながら稼業を続けたケース（近江麻生）
- ② 村に招かれて利益を分け合う形で共存していったケース（飛騨折敷地）
- ③ 領主の庇護下で稼業したケース（会津）

前稿では、資源としての林野の確保のために、木地師が「村」とどう関わったかの分析を中心に重点をおいたが、本稿では前稿ではほとんど触れられなかった領主支配の中での木地師の位置や、木地師と後工程の「塗師」との関係に焦点をあてて、その中に木地師生存の条件を見出すことを主眼とする。

本稿の舞台は西中国山地であるが、表1には現在の島根県域である出雲・石見の木地師の状況を示している。この表は近江の二つの根元神社のうちの一つ、蛭谷筒井公文所が廻国して上納金を集めた「氏子駈帳」によるものである。後述するように、これは全ての木地師を集計したものではないが、全体の傾向を見ることができる。

近世のこの地域には、東から松江藩、石見銀山領（幕府領）、浜田藩領、津和野藩領が存在していたが、松江藩領には近世の初期にのみ、木地師の存在が確認され、石見銀山領には全く確認できない。明確な証明をすることができないが、これは両地域のたたら製鉄の存在感の強さゆえに、木地師が入り込むことが難しかった故と考えられる⁽³⁾。こうした状況の中で、後述するように石見の木地師たちは南の安芸（広島藩領）や西の周防（萩藩領）との関係を濃厚に持っていた。この地域の木地師については、『日原町史上巻』（一九六四）、『石見匹見町史』（一九六五）、『六日市町史』（一九六八）、『日原町史 現代』（二〇〇五）などの自治体史の叙述と、沖本常吉⁽⁴⁾、金谷匡人⁽⁵⁾などの論文が存在するが、地域全体の動向を捉えようという点は本稿に独自性があると考えている。

（表1）蛭谷「氏子駈帳」における島根県域の記載（現在の自治体別）

		石見・津和野藩領				石見・浜田藩領						不 明				石見合計		出雲 松江藩領	
		津和野町 日原		吉賀町		益田市 匹見町		益田市 美都町		浜田市 旭町・弥栄町									
		箇所	人数	箇所	人数	箇所	人数	箇所	人数	箇所	人数	箇所	人数	箇所	人数	箇所	人数		
正保 4	1647	1	8	2	10	1	16							4	34	1	13		
明暦 3	1657	1	11	5	26	5	32	1	14	2	10			14	93	1	5		
寛文 5	1665	1	9	3	15	10	81							14	105				
寛文10	1670	1	6	5	21	5	44	1	3					12	74				
延宝 7	1679	1	6	7	33	5	26							13	65				
貞享 4	1687	1	7	2	23	2	10							5	40				
元禄 7	1694	1	8	7	40	2	15					1	6	11	69				
宝永 4	1707	1	15	9	48	4	34							14	97				
享保12	1727	1	11	2	8	2	6					1	3	6	28				
享保20	1735	1	5	2	10	2	12					1	2	6	29				
元文 5	1740			2	15	3	11							5	26				
延享元	1744			3	17	4	14							7	31				
安永 9	1780			4	23	3	13							7	36				
文政13	1830	1	7	2	9	1	9	1	3					5	28				
合 計		11	93	55	298	49	323	3	20	2	10	3	11	123	755	2	18		

（出典：『永源寺町史 木地師編上巻』、2001）

(一) 定住—津和野藩領の木地師

1、御用木地師小椋伝兵衛

島根県吉賀町の水源会館には、底面に「奉寄進 西国木地屋頭 小椋伝兵衛作 天明二年九月吉日」と彫られた獅子頭が展示されている(写真1)。もともと同人が同町内の氏神である新宮神社に奉納したものとすることであるが、この伝兵衛の一族については、「氏子駆帳」において追跡可能で、それをまとめたのが表2である。宝永四年(一七〇七)の同帳には「角右衛門」の記述に続いて「同人子 伝兵衛」と書かれていることで、



(写真1) 小椋伝兵衛作獅子頭

この集団の長は近世前半には「角右衛門」、後半には「伝兵衛」と名乗っていたことがわかる。角右衛門は最初の氏子駆帳である正保四年(一六四七)から登場しているが、それはその集団がそれより古くからこの地にいた可能性を示している。蛭谷からのこの地方への廻国は文政一三年(一八三〇)を最後とするが、明治五年の君ヶ畑の記録(6)もあるので、それを追記してある。これを見ると、この集団は、近世を通してほぼ一貫して現在の津和野町日原地域に存続し続けたことがわかる。これは石見の木地師としては稀有のことであるが、なぜ動かずにすんだのが重要である。表1を見ると津和野町日原地域の「箇所数」は「1」という数字が並んでいる。つまり、少なくともこの史料上では、津和野町日原地域には角右衛門・伝兵衛の率いる集団以外には存在しなかったということである。同じ津和野藩領である現在の吉賀町域には複数、時期によっては九を数える集団が存在したのとは大きな違いがある。吉賀町の面積は日原の二倍であることを考慮しても、伝兵衛の利用できた林野の広さは格段である。この広い領域で角右衛門・伝兵衛の集団は林野を循環的に使用する(ある部分を伐り尽くすとそこに木が再生するまで他の部分に移る)ことが可能だったので、動かずにすんだと考えられる。なぜ、このようなことが可能だったのか。

伝兵衛に関しては、延享元年(一七四四)の氏子駆帳の次の記載が注目される。

【史料1】「氏子駟帳」延享元年（『永源寺町史 木地師編 上巻』、2001）

石州津和野領鹿足郡鈴野大谷木地屋

御初穂

一文銀式匁五分 小椋伝兵衛

（中略）

合式拾五匁四分 但七拾式文錢

延享四歳卯霜月廿一日相渡し申候

石州津和野領鹿足郡鈴野大谷木地屋

小椋伝兵衛
倅 同佐太郎

一 当領御用木代々被為仰付候所二只今迄御前江被為召候儀無御座候所二、于時延享二年丑八月四日二御前被為召、色々挽物御好被為遊所者、当領大守亀井信濃守様於御前木地色々入御覧申候所二、段々御褒着、其上御料理等迄被為仰付難有仕合奉存候、兼而筒井正八幡宮様ナラビ 皇太明神江朝暮二信力フ仕候所二神慮二兼候而、大悦不遇之儀ト奉存候、依之御覧帖書記シ、末世ノ伝書ト奉存候者也

まず「御用木代」という言葉が目につくが、延享二年八月四日に津和野藩主亀井信濃守の「御前」で「挽物」をしたのを「御覧」されたという内容である。延享元年の氏子帳に翌年

のことが載っているのが奇妙だが、追記されたものであろう。これは伝兵衛が藩によって厚く保護されていた事実を示している。それが日原地域の林野をほぼ独占的に利用できた理由であろう。

なお、冒頭に記した獅子頭に刻印された「西国木地師頭」については、山口市で木地師の移動記録（後述）とともに保管された（？）文書にも次のような記述がある。

（表2）角右衛門・伝兵衛の率いる木地師集団の軌跡

名前	年	西暦	場所記述	現在の自治体	木地師人数
角右衛門	正保4	1647	横道	津和野町日原	8
角右衛門	明暦3	1657	横道	津和野町日原	11
角右衛門	寛文5	1665	横道村	津和野町日原	9
角右衛門	寛文10	1670	横道	津和野町日原	6
角右衛門	延宝7	1679	横道	津和野町日原	6
角右衛門	貞享4	1687	横道山	津和野町日原	7
角右衛門	元禄7	1694	横道	津和野町日原	8
角右衛門・伝兵衛	宝永4	1707	横道九間	津和野町日原	15
伝兵衛	享保12	1727	横道	津和野町日原	11
伝兵衛	享保20	1735	横道	津和野町日原	5
伝兵衛	元文5	1740	田口山	吉賀町柿木	12
伝兵衛	延享1	1744	鈴野大谷	吉賀町柿木	8
伝兵衛	安永9	1780	高尻	吉賀町六日市	13
伝兵衛	文政13	1830	蘆谷	津和野町日原	7
伝兵衛	明治5	1872	横道蘆谷	津和野町日原	12

出典：蛭谷氏子駟帳、明治5年のみ君ヶ畑人別帳
（ともに『永源寺町史 木地師編』）

【史料2】「定条々」（山口市「小椋一象堂文書」）

（前略）

一諸国器地師共之内、帳面違背候所者、替宗旨替派仕候木地師共有之候ハ、其国之木地師頭之者共をして轆轤取上、職道指留可申事、并軸二封を付、其木地師頭之者共方二預り置可申事

江州筒井 正八幡宮神主

大岩右近実典（花押）

右之趣、今度木地師支配所役人出役之者方申渡候趣、急度相守可申事

天保六未閏月朔日

日本国中木地師支配所

江州筒井公文所

出役人 小椋儀兵衛（印）

一 任先例書替置者也

石州津和野御領

西国当国木地師頭 小椋伝兵衛江

すなわち、もし近江の筒井公文所の統制に従わない木地師がいたら、「木地師頭」である小椋伝兵衛が道具の轆轤を取り上げ、木地師職を停止させることができるというものである。この「小椋儀兵衛」というのは近江からの氏子駆の廻国人である、実際に伝兵衛がそのような権限を行使したのかは別にして、彼

が近江の「根元」からも一目置かれた人物であつたことは間違いないだろう。

2、小椋余右衛門という存在

津和野町の隣の吉賀町の金山谷には「器地師小椋余右衛門之妻」と記された墓があり、町の文化財に指定されている（写真2）。そこには皇室の紋とほぼ同じ菊花紋が彫られていて、側面に「弘化二年八月十八日」と刻まれている。近隣にある木地師の墓のほとんどは位牌のようにシンプルな箱形であるのに比べて、笠のある立派な様相であり、小椋余右衛門の権威が見えるようである。



（写真2）小椋余右衛門の妻の墓

この墓の近隣の河内神社は小椋余右衛門が寄進したという記録があり、棟札には下記のように書かれているとのことである（8）。

(表) 弘化三年丙午九月吉日

奉納 河内大明神

当国御殿亀井隠岐守様 六日市御代官様 福羽幸

十郎様之御時

(裏) 奉納社寄進 木地師小椋余右衛門

(以下略)

この小椋余右衛門については、小椋伝兵衛と異なり、氏子駈帳に一切その名を見ないため活動の様子が不明であるが、近江の根元神社の氏子であることを停止して、地元の河内神社の氏子になっていたのではなからうか。そして、立派な妻の墓を建て、神社の建物を奉納し、誇り高く「木地師」と自称していることから、その力が窺われ、棟札の「六日市御代官様」という言葉からは、藩との強い関係の存在が推定できる。

(小括)

儒学者荻生徂徠は將軍吉宗に向けたと言われる『政談』⁽⁹⁾の中で「亀井隠岐守が家老の了簡にて、先年石見に木のまがり多を考へ、鞍打を招寄、鞍を為打、それより津和野に鞍出来し、隠岐守、諸方への音信にも是を用ゆ。此様な類の事いくらも有て、民の為地頭の為、賑かに可成也。」と書き、旗本などを助ける産業振興の一例として、津和野藩の鞍作りを提示している⁽¹⁰⁾。小椋伝兵衛が獅子頭を作った技術をもってすれば鞍も

作れるかもしれない、津和野藩が「国産」としてこうした職人を大事にしていたことを物語るものである。つまり、筆者の分類の③である「領主の庇護下で稼業したケース」に該当する。その中で、小椋伝兵衛の集団は現在の津和野町日原地域をテリトリーとし、小椋余右衛門の集団は吉賀町地域をテリトリーとして並立し続けていたと推定される。日原と吉賀町とは、同じ津和野藩領とはいっても山をはさんで相当の距離がある点を見ると、この両者はともに津和野藩領内で地域を分け合つて御用木地師として存在したのであろう。

(二) 離散—浜田藩領の木地師

1、長浜の椀屋

浜田藩の城下町近くの海浜にあった長浜村には多くの「椀屋」(塗師)が存在し、彼らは木地師が原木から成形した木地に漆を塗り商品にして各地に出荷していた。本章で主に用いる「山根家文書」(浜田市教育委員会蔵)は近世において長浜の中心的な椀屋として存在した家の文書である。長浜漆器と、それを生産した椀屋の歴史は次の通りである⁽¹¹⁾。

① 山根家文書中に、「椀細工の儀は貞観年中より」という文言がある(貞観は九世紀の年号)。長浜は「五器之湊」とも呼ばれた。「五器」とは椀など漆器の一揃いを言う。

② 応永三三年(一四二六)、国人領主周布兼仲が朝鮮国王あてに「朱椀二〇一個、漉漆二〇桶……」を贈ったという記事が『李朝実録』にある。

③ 元文五年（一七三六）、蛭谷氏子駟帳に、三名の長浜村腕屋からの御初穂上納の記録がある。

④ 文政一三年（一八三〇）の蛭谷氏子駟帳には四六名の「長浜村腕師」が献銀している記録があり、そのうち九名が山根姓で、その一人山根伝九郎が、後述する山根家文書を残した家である。木地師の子孫を匂わせる小椋姓も四家ある。

なお、木地師が山中で木を求めて移動するのに対し、腕屋は町場で定住しており、客先に出荷する商人でもあった。近辺では後河原（現在の山口市内）なども知られている。なお、氏子駟帳には他にも津和野藩領や萩藩領、広島藩領の腕屋（塗師）の上納記録もあり、彼らは木地師と文化基盤を共有していたことがわかる。

2、文化年間の正見と長浜の議定

文化五年（一八〇八）、「長浜腕屋惣代」孫右衛門ほか四名と、正見（現在の匹見）の「御割元」（大庄屋）の猪俣嘉左衛門、東村庄屋仮役の六左衛門は以下の議定を結ぶ。

【史料3】山根家文書 01-04

議定之事

一 木地取合五百丸之辻年々御送出可被下約束通二御座候、尤前広注文可遣候間、其通挽出候様御申付可被下事
一 木地請取次第、代銀無遅滞相渡可申事

一 此度双方熟談之上、木地直段 左之通相究候

一 三つ腕木地百繕二付 代八〇 貳拾四匁

一 四ツ腕木地百繕二付 代八〇 三拾八匁八分

（中略）

右之通相究候上者、此度直段高下御座候共、決而違変申間敷、仍而為後日一札如件

文化五年辰十二月 長浜腕屋惣代 弥右衛門（印）

（他四名略）

正見御割元 猪股嘉左衛門殿

東村御庄屋仮役 六左衛門殿

議定は双方が同じ内容を相互に差し出すという形でなされている。この議定の背景には長浜では慢性的に木地材料が不足していた、それを浜田藩に訴えていたことがあった⁽¹²⁾。ここで注意すべきことは、この議定は腕屋と木地師との直接契約でなく、木地師が存在する村方が当事者となっていることである。

木地師はあくまで村の支配下で稼業していたのである。これは先の筆者の分類では、②の「村に招かれて利益を分け合う形で共存していったケース」に適合する。木地の製品と代銀のやり取りをきちんと行うこととともに、製品ごとの売渡値が決めら

れている。「代八〇」というのが意味不明だが、藩札での換算を意味する符牒の可能性が強い。

3、天保の飢饉による打撃

次の史料は、前年から数年におよぶ飢饉の最中の天保五年（一八三四）のものである。

【史料4】「天保五年正月 午役用日記」 美濃地家文書（益田市役所蔵）⁷

一米八俵

正見木地屋共

細工物不揃極難二付、御介抱之儀、歎願書向の通、扶助被成下候、村役人共見計ヲ以、扶助費猶又、為積書木地物相応之直段買求、売捌候様御沙汰候、

右之通御聞届被成下候、代銀渡り相成候間、別紙之通、手形相認被差越候ハ、可然候、此段為可申入如此候、恐々謹言

六月十八日

岡村寛兵衛

東村三葛村庄屋

河井嘉右衛門奉（他二名略）

ここでは藩役人から、木地師への米八俵が認められたこと（いわゆる「御救い」）の通知と、村役人が木地製品を買い上げるようにとの指示がなされている。ただし、この日記における「御救い」の記録はこれだけで、以後の経緯については不明で

ある。

そして、九年後の天保一四年（一八四三）二月の次の史料は、表紙に「津和野御家中 大草伝兵衛様 問屋 元蔵様」とある議定である。

【史料5】山根家文書 01—12

直段儀定覚

一 三ツ椀木地 百四拾四繕壹丸

組ミ壹繕二付山本壹分五厘ツ、

代正銀貳拾壹匁六分（中略）

丸別諸掛り物覚

一 貳匁六分六厘

山本方津和野迄壹丸賃

一 六分

同所セ話料蔵敷（中略）

一 壹匁八分

平坪吸物椀貳繕二付

壹厘五毛ツ、御札銀（中略）

右之通り二月朔日椀家立会相談之上直段相定候上ハ、互二右木地参り候節者不少たり共割合之外二八拔懸不仕候、（中略）

天保十四卯二月朔日

長左衛門（印）

（以下二〇名連印）

この史料は浜田藩領である長浜村の桵屋たちが、木地の調達について支配違いの隣の津和野藩にその条件を約束しているものである。特に「御礼銀」つまりは津和野藩への上納が約束されていることが重要で、これは史料3で示した浜田藩領内での取引にはなかったものである。なぜ、この取引が必要になったかは、次の桵屋から浜田藩への上申文書の下書きを見ればわかる。

【史料6】山根家文書 01-13

乍恐以書附奉願上候

当村桵師之儀者、当御領足見村方木地類挽出し、漆者出羽組方買入於当村二塗師職仕来り候処、追々没落仕、只今二而者右職分之族漸式拾軒斗茂取続仕候処、去ル天保申年以来凶作二付、其砌売捌方悪敷、正見木地挽共離散仕、木地相統一向出来不仕、津和野御領方木地買入少々宛家業仕候処、御他領之儀二御座候得者、金銀ヲ以買入仕、殊遠方之儀故買受二付、甚高直二相成候間、多分仕入等得不仕、誠塗師共職分相衰困窮候処、從江州筒井御公文所近來度々御尋御座候間、塗師職出精仕候様御沙汰御座候得者、仕入等可仕手段無御座、依而者御拝借御願申上度奉存候得共、御時柄之儀、此段奉恐入候、当所二おゐて当年方五ヶ年之間頼母子取離講仕度、何卒御聞

濟被 仰付被下置候ハゞ、冥加として年々式拾目宛奉差上候、左候得者、益銀を以正見山江木地挽人以前之通呼寄セ、取立仕候得者、御銀札ヲ以買請、当村二おゐて塗上ケ、御他領江売出し候得者、金銀融通仕、当所者勿論正見当所共二昌栄仕、乍恐 御上様御為筋二茂可相成哉と愚案仕候、格別之以御憐愍御聞濟被 仰付被下置候ハゞ、難有仕合奉存候儀、以当村桵師之儀者往古方繁栄仕、当浦ヲ五器之湊与号候程之儀二御座候処、近來者甚以衰微仕、歎ケ敷奉存候、何卒格別之以御慈悲ヲ品能被 仰付被下置候ハゞ、中古二ハ立戻り一統難有仕合奉存候、此段御取成、偏二奉願上候、以上

長浜村桵屋 直十郎（印）（他一名略）

ここには、以下のことが書かれている。

- ① 長浜の桵細工は領内の正見村より木地類を挽いたものを使い、漆は出羽組より買い入れ、当村において塗り上げて他国へ出してきた。
- ② しかし、去る天保七年以来の凶作のため、木地製品の売れ行きが悪く、正見の木地挽は離散してしまい、木地が手に入らなくなってしまった。
- ③ そこで津和藩領から木地を買い入れて家業を存続させようとしたが、はなはだ高値になってしまい、塗師は困窮してしまつた。

④ 近江の筒井公文所からの尋ねもたびたびあり、塗師職に出精するように言われた。

⑤ 「拝借」などお願いしたが、時節柄難しいようである。

⑥ そこで当所において、当年より五年の間頼母子講を行い、その益銀により足見の山中に木地挽を呼び戻したい。

⑦ そのことは「御上様の為筋」にもなって、「五器之湊」と呼ばれた昔の繁栄を取り戻すことにつながる。

つまり、史料4に記された津和野藩領からの木地仕入れは「御礼銀」や運送費などが高く、採算が取れないものだったのである。こうした長浜腕屋の問題意識は、木地師の稼働場所であった足見の村々にとつても共有できるものであったことは次の足見村庄屋の文書からわかる。

【史料7】山根家文書 01-13

乍恐以書付奉願上候

当村木地挽之儀、拾ヶ年前者拾式ヶ所も御座候而、長浜村腕家買込、凡代料三拾貫目余り之木地挽出し、私共世話致し候処、天保申年より凶作二而、石類高直二相成、腕類売方悪敷候而、長浜村方も買入無御座、木地挽之もの渡世六ツカ敷、無抛右木地挽ちりくゝに相成、其後長浜村腕家内方迄迄之通り二致度候様頼候、(中略)長浜村腕家者不及申、村内百姓共も賃持仕候得者小夫之為筋二も相成候様奉愚案候、何卒右

之段御免被仰付為被下置候得者、私共迄重々難有奉存候、此段偏二奉願上候、以上

卯四月

足見村

本多万右衛門

ここには、以下のことが書かれている。

① 当村の木地挽は十年前には一二ヶ所もあり、長浜の腕屋が買いこみ、私たちが世話をしていた。

② しかし、申年(天保七年)よりの凶作で腕類の売れ行きが悪くなつて、長浜からの買入もなくなり、木地挽の渡世も難しくなり、ちりぢりになつていった。

③ その後、長浜腕屋よりこれまで通りにしたいといつてきたものの、村中に仕入できるものもなく、延引になつてきた。

④ (昔の通りに行えれば)長浜腕屋のみでなく、村内の百姓にとつても賃稼ぎができたいことである。

以上のことから、天保の飢饉のインパクトは食糧が手に入らなくなつたということもあるが、それよりも木地製品が売れなくなつたことであつたということがわかる。それは長浜の腕屋と木地師の双方に対して強い打撃となり、さらに駄賃稼ぎをしていた農民たちにも収入減をもたらした。

こうした動きの中で注目すべきは、近江の筒井公文所が登場してくることである。彼らが具体的に何をしたかは書いていないが、想像するに、塗師たちは木地師を戻す方策を相談したのではないだろうか。先述した通り、腕屋たちも上納をしているのだが、そこにはこうしたコンサルタント的役割¹³⁾を期待す

る動機があつたかも知れない。

4、木地屋頭小椋十七八家の農民化

疋見の木地師の中でとりわけ存在感を放っているのが、小椋十七八という人物である。彼が登場する文政二年（一八二九）の事件が『石見匹見町史』に載せられている。

① 安芸国加計村の丈吉という木地屋が、同郷の木地屋頭十七八を通じて、東村番所の本谷鈷所の山守役平助に鈷山のことで稼業することを願ひ出た。

② 平助は従来の慣例通り、地元庄屋の承認を得ずに、それを許可した。

③ これを廻村中の代官大崎忠兵衛が耳にし、上道川村の庄屋金九郎に問いたしたが、金九郎にとつては「寝耳に水」であつたため、大崎忠兵衛は平助に注意した。

④ 金九郎は丈吉に出頭を命じたため、木地屋頭十七八は倅二人を上道川村に走らせ、改めて運上銀を出すことで金九郎の了解を願つた。それにより金九郎の怒りは解け、丈吉は当地で木地屋稼ぎをすることを許された。

この事件を遡ること十年前の文政二年の文書⁽¹⁴⁾が益田市匹見町の民家において発見されている。美装された巻物状には近江の根元神社の一つである君ヶ畑において記された業祖とされる惟喬親王の縁起書が書かれているが、その末尾には「此主木地師小椋十七八」「周防玖珂郡山代宇佐八幡宮神主 広龍口 藤原勝孟」という二人の署名がある。安芸の加計出身の木地師が周防の神社に奉納したものが石見の匹見に残っていたという

状況である。また、この付近では「木地屋」「木地挽」と呼ぶのが普通であるのに「木地師」と自称していることから、彼の地位が高いことを想像させる。この十七八の名は近江の「氏子駄帳」に一切見えないが、それはこのような宇佐八幡宮との関係故かも知れない。残念ながら、文政一二年以降の十七八の動向は把握できていないが、十数年経った弘化期（一八四五前後）のものと推定される⁽¹⁵⁾次の史料にその家の消息を見ることが出来る。

【史料8】山根家文書 01—16

木地挽人数覚

（前略）

疋見三かつら居

一 金藏殿倅 信右衛門年十九才 万右衛門方懸□□

吉かおり元居

一 益左衛門兄弟勝藏殿 女房おはや

吉かおり元居

一 同益左衛門倅 千代藏年三拾貳才

疋見横田居

一 忠二郎姉お茂み 年十七才

石原谷居

一 喜七殿姉十七才

一 十七八殿倅種藏 只今二而八足見村之百姓成

津和の料分吉賀

一 金山谷二木地挽五拾人 此所へ足見五里有之（中略）

同吉賀おく谷ち下

一 御領方参り木地挽三拾人 此所へ足見方四里先

津和の御用木地家

この史料は長浜の椀屋が収集した木地師の情報を書いたものであるが、津和野藩領の「吉賀（吉か）」の者の名前が多く、同じ浜田藩領の「足見」はわずかに二名しかおらず、しかもそのうち一人は十七才の娘という状況である。注目すべきは、中程の傍線部で「十七八殿の倅の種藏は今足見村の百姓となつてゐる」と書かれていることである。おそらく天保の飢饉の際に小椋十七八の息子は足見で木地師を捨て農民になったのであろう。「木地屋頭」であり、宇佐神宮に奉納するほどの十七八の家でもこういう状況であつたことに、浜田藩領の木地師たちの置かれた状況の厳しさが表れている。

さらに、この文書の最後の部分に「御領」つまり浜田藩領から三〇人が津和野藩領の吉賀に行つて同藩の御用木地家のもとにゐるということ注目したい。その場所は（一）で既述した小椋余右衛門の妻の墓のある地で、写真2の墓は同じ弘化期に建てられている。浜田藩領足見を去つた木地師たちが彼の下に身を寄せたと考えることは不自然ではない。

5、近世末期の長浜椀屋と木地師

次の史料は弘化二年（一八四五）四月に長浜村椀屋長左衛門ほか四名が浜田藩に出したと思われる文書の下書きである。

【史料9】山根家文書 01—16

奉御窺口上

乍恐近來御内々奉御窺候、椀家木地元古來之通相立度奉存候二付、同職之私共種々相考木地挽之もの共、是迄之通挽出し呉候様私共掛迫り右人別之もの二頼入候得共、凶年之後百姓二茂相成、又者同職仕居候ものも御座候へ共、山登らせ木地仕候故、私共之自力二相成不申間当惑仕候間、乍恐右人別之ものへ御上様之格別之御憐愍元職二相成、是迄之通木地類挽出し候様被仰附被下置候ハ、難有仕合奉存候、此段宜敷（以下不明）

この文書の前段には史料8と同様の木地師の状況が、安芸広島藩領なども含めて書かれていて、藩の力でこうした木地師たちに長浜向けの仕事をせよというように働きかけて欲しいと言っている。この文書は山根家文書に残る椀屋や木地師に関連した文書では最後のもので、この問題の結末は不明である。ただし、これ以降の嘉永期（一八五〇年前後）の同家文書になると鉄関係など他の取引に係する文書が主となってくるという事実が

ある。これについて、現在の同家ご当主にお聞きしたところ、「たたら製鉄関係に関わったり、和紙や蠟燭を北前船で売るなどいろいろやってみたので、明治期には醬油屋を始めた⁽¹⁶⁾」とお話を得た。つまり、同家は梶屋稼業に見切りをつけたのである。長浜梶屋の中心的存在であった山根家でもそのような状況であったことに、この地の漆器業の衰退を見ることができ、長浜では近世中期より「長浜人形」という色付けした土人形作りが盛況になっていくが、家によっては同じ工芸品であるそちらに関係した仕事へと転じた可能性もある。

(小括)

木地師は梶屋に木地を供給する立場、現代的に言えば「下請け」であるが、長浜では梶屋の方が木地師の動向に左右された立場であり、木地師の離散は、自由に動くことのできない梶屋の衰退を招いた。しかし、梶屋は商人としての側面も持っていたため、その基盤を生かして、他業への転換も可能だった。一方、木地師はその生存のための「移動」という手段があり、安芸、石見、周防をまたがる十七八の動きに、この地域の木地師の国や領主支配を超えた非定着民としての柔軟な生きざまを見ることができ、さらに木地屋頭という立場で一定の豊かさがあつた十七八家のような場合には、農民化という選択肢もあつた。

(三) 西中国山地における木地師集団の移動

正保四年(一六四七)の蛭谷氏子駈帳によれば、石見の「おりもと」(吉賀町、津和野藩領)には、新兵衛、伝三郎、五左衛門、善右衛門、清三郎、惣兵衛、伝介の七人の集団がいた。

次の明暦三年(一六五七)の同帳には周防(萩藩領)の「鹿野」に、新兵衛、伝三郎、五左衛門、庄三郎、二郎右衛門、勘左衛門、長右衛門、助左衛門、正九郎の九人の集団が存在している。この両者で新兵衛、伝三郎、五左衛門の三名の名前が一致している、この集団が石見津和野藩領から周防萩藩領に移動したと推測して間違いないであろう。同様に、正保四年に備後(広島藩領)の「たかの山」にいた五人の集団と、明暦三年の石見津和野藩領「高尻」の九人の集団では二郎左衛門、市左衛門二名の名前が一致していて、同一の集団と考えて良いだろう。このように、ある年の氏子駈帳と次の回のそれで、メンバー二人以上の名前が一致していれば同一集団が移動したと見做して、それをまとめたのが表3である(ただし、同一領内の移動は除いた)。全部で一六ケースであるが、浜田藩領から出ていく件数が多く、入ってくる件数が少ないことがわかる。表1に戻ってみると、津和野藩領、浜田藩領ともに一七世紀をピークとして、木地師の数は減り続けているが、津和野藩領の減少の程度は浜田藩領ほどではない。

なお、木地師集団の移動はさらに広域にわたっていて、山口市に所在する印章店小椋一象堂で保管されてきた「伝助家歴代記録⁽¹⁷⁾」では、先祖が美作から出て伊予に渡り、四国内を移動したことが記されている。その後、周防に渡り、慶応年間に山口に印章店を開き、現在に続いているとのことである。また、松山市道後町の小椋家で所蔵されている「小椋重右衛門先祖年代記附録⁽¹⁸⁾」には十七世紀にやはり美作から伊予に渡り、四国内を移動した後、十九世紀には海を渡って安芸・周防に渡つ

(表3) 支配をまたがる木地師の移動

		移 動 先				合計
		津和野藩領	浜田藩領	広島藩領	萩藩領	
移動元	津和野藩領	—	1	1	3	5
	浜田藩領	1	—	5	2	8
	広島藩領	1	1	—		2
	萩藩領	1			—	1
	合 計	3	2	6	5	16

出典：蛭谷「氏子駈帳」
 (『永源寺町史 木地師編上』、2001)

ていることが記されている。その後、同家は伊予に戻って数代山中で木地師として生活し、村長なども勤めた後、松山に出て来たとのことである。このように山口と松山の両小椋家の史料は、木地師集団のダイナミックな移動の軌跡を伝えている。

〈おわりに〉

筆者が前稿で論じたように、木地師の移動は基本的には材料である木の伐り尽くしという事態への対応であった。広い場所を確保して、その中を循環的に利用できるような恵まれた条件を持つ木地師は少なく、多くは伐り尽しの前に新たな林野を探さなければならなかったが、そこにはもう一つの条件があった。木地製品の販路を確保できるかということ、椀屋(塗師)の存在は消費者につながる仲介者として重要だったのである、そして、浜田藩領の長浜と疋見の事例のように、その関係が崩れた場合には、林野があってもその場所を去ることが生存のためには必要だったのである。

このような林野の確保と販路の存在という木地師生存の二つの条件を満たすために有効だったのが、津和野藩の「御用木地」に象徴される領主の保護であった。林野の確保の面での領主の関与とは、例えば津和野藩が伝兵衛に日原の領域の林野を独占的に利用させ、彼がそこから移動することがほぼ不要だったことである。津和野藩による販路の確保は、史料5に見るように木地製品の取引への関与という形で表れている。近隣の萩藩においても木地屋を「産物御取立」の一環として位置づけようとした代官の提言の文書⁽¹⁹⁾があり、木地製品が「国産」の一環に位置づけられていたことが見える。広島藩でも藩が椀座を設けて商人の便宜をはかり、大坂などの市場に出していた⁽²⁰⁾ようである。そうした中で、浜田藩の動きには「五器之湊」とまで言われた伝統ある長浜の椀屋たちを助け育成しようとする積極性が見えないが、その理由は、同藩の領主が頻繁に変わ

り⁽²¹⁾、落ち着いた民政ができなかったということにあるのかも知れない。

津和野藩、萩藩、広島藩、浜田藩が境を接するこの西中国山地の領域で、木地師たちは国や藩領域を超えて、適地を選択する柔軟性を持っていた。それはまさに「生存」のための柔軟性だったのであり、そこに定着民とは違う生き様を見ることができ。

注

- (1) 民俗学の橋本鉄男は「木地師は特殊な支配所用語」と言つてその用語の使用を戒めた(『ろくろ』、法政大学出版局、一九七九)が、後述するように、「木地屋」「木地挽」と一般的に呼ばれている地域でも、自ら名乗る時には「木地師」と名乗っている。そこにある「誇り」を尊重してこの用語を使いたい。
- (2) 拙稿「近世木地師の存在形態と地域社会」(『日本史研究』六九九、二〇二〇)。拙著『近世林野所有論』(岩田書院、二〇二四)に改訂の上、転載。
- (3) 佐竹昭は出雲で有力鉄師が寛文期以降に林野を独占的に集積していった動きを描き(「奥出雲の鉄師ト藏家の鉄山について」、『日本研究』二七、二〇一四)、笠井今日子は東石見の石見銀山領ではたたら製鉄業者のために「御林請負制度」が作られ、一定期間の鉄師の独占的利用が許されていたことを描いている(「近世中期石見銀山領における鉄山政策と鑪製鉄業の展開」、『史学研究』二八二、二〇一三)。
- (4) 沖本常吉「木地屋とタタラ」(和歌森太郎編『西石見の民俗』所収、一九六二)。
- (5) 金谷匡人「西中国山地の木地師のこと」(『木地師研究』一一三、一九九六)ほか。
- (6) 「明治五年木地師人別帳」(『永源寺町史 木地師編下』、二〇〇一)。
- (7) 山口の小椋一象堂のご先祖は「小椋伝助」であるのに、なぜ津和野の小椋伝兵衛宛の文書が残されているのかは不明であるが、同じ「伝」という文字を有することからは親類である可能性がある。
- (8) 『錦町史 民俗編』(一九九五)。
- (9) 荻生徂徠『政談』(原著は一七二五頃、平凡社、二〇一一)。
- (10) 沖本常吉は典拠を明示していないが、注4の論文で延宝期(一六七三頃)に津和野藩が木地屋を「御用の鞍を作らせるために」誘致したと書いている。
- (11) 鍵本俊朗「浜田藩の交通と殖産、特産品の奨励⑥ 木地物生産の盛衰」(『山陰中央新報』、二〇一三年四月二〇日)および同氏からのご教示による。
- (12) 山根家文書 01-05 (文化五年一月)。
- (13) 近江の筒井公文所の役割として、木地師の移動などにあつた支援の指摘はある(松尾容孝「移動職能集団木地師の活動とそれを支えるメカニズム」(『人文科学年報』四三、二〇一三)が、梶屋(塗師)からの相談事例の史料は

管見の限りこれが初見である。

- (14) 小川家木地屋文書(個人蔵。益田市教育委員会寄託)。

状況から見て、この小川家は定着農民化した小椋十七八俣の種蔵のご子孫の可能性があるが、確証はない。

- (15) 弘化期と推定できるのは、別の弘化二年と明示されている文書(『山根家文書』01-16)に同様な名前が出現しているためである。

- (16) この醤油商売の際に屋号を変えて「近江屋」としたそう
で、木地師への思いが感じられる話である。

- (17) 金谷匡人「周防の木地屋・二題」(『山口県史 資料編
民俗2』、二〇〇六)。

- (18) 杉本寿『木地師支配制度の研究 第二巻』(福井県郷土
史懇談会、一九七二)。

- (19) 金谷匡人「防長の木地屋の足跡」(『山口県史研究』二、
一九九四)。

- (20) 『加計町史 民俗編』(二〇〇〇)。

- (21) 浜田藩の領主は古田氏、松平(松井)氏、本多氏、松平
(松井)氏、松平(越智)氏と変わり、殊に最後の松平氏
になったのは天保の飢饉の真つただ中の天保七年(一八三
六)で、まさに同領の木地師たちが危機に瀕していた時期
である。

明治期島根県出雲地域における陰陽連絡鉄道計画 —明治三十一年から明治四五五年に至るまでの動向—

沼 本 龍

はじめに

二〇二〇年（令和二）以降の新型コロナウイルスの感染拡大は国内の交通業に大打撃を与えたが、とりわけローカル鉄道の問題の深刻さを改めて浮彫りにした。中国地方では二〇一八年（平成三〇）にJR三江線が廃止されたが、このほどJR芸備線の一部区間に關して、国が關与して地方鉄道の存廃を議論する「再構築協議会」が設置され、二〇二四年三月に広島市内で初会合が開かれた⁽¹⁾。

また、島根県関係では、木次線（出雲横田～備後落合間）や山陰本線（出雲市～益田間）などの厳しい経営実態が、二〇二二年四月のJR西日本の発表によつて明確に示されている⁽²⁾。このように、地方鉄道をとりまく環境は一段と厳しさを増している。

筆者はこれまでに、明治期の島根県出雲地域における陰陽連絡鉄道計画、およびその実現を目指す敷設運動の来歴について、一八九八年（明治三一）までの動向を明らかにしてきた。その内容は『島根史学会会報』第五四号（二〇一六年）において、「明治期島根県出雲地域における陰陽連絡鉄道計画—明治二〇

年から明治三十一年に至るまでの動向—」として発表した。以下では同論文を「前稿」（以下、括弧省略）と表記する。そして、本稿は前稿の続稿として、一八九八年から一九一二年末（明治四五、大正元）までの期間の実態説明を行う⁽³⁾。冒頭で、苦境に立たされている県内の鉄道について触れたが、それらが地域のいかなるニーズに基づき、どのようにして形成されていたのかを、我々は捉えておく必要がある。

陰陽連絡鉄道計画とは山陰・山陽両地域を結ぶ鉄道計画のことであるが、前稿で述べたように、明治二〇年代の出雲地域においては、官設鉄道「安来線」計画（倉敷～安来～境間）と、両山鉄道会社計画（松江～広島間。のちに米子～松江～杵築間を加えた大社両山鉄道に発展）の二つの大きな動きが存在した。前者は一八九三年二月に、鉄道会議（鉄道敷設法に基づく諮問機関）が倉敷起点の予定線を不採用としたことで、地域での敷設運動は終息した。一方、後者は第二次鉄道熱（一八九三年頃～）と呼ばれる日清戦争に伴う企業勃興状況の中で生み出された私鉄計画であったが、一八九六年頃から起こった日清戦後恐慌の影響により頓挫した。大社両山鉄道会社は一八九八年一二

月一八日に解散する。

ここでは本稿の概要を述べておく。本稿が対象とする時期は第二次鉄道熱が終息し、日清戦後・日露戦後と恐慌が相次いだため、地域での私鉄計画は大きく後退した。とりわけ、陰陽連絡の道筋にあたる雲南地域（本稿では出雲南部の大原・仁多・飯石の各郡、能義郡南部を指す）では、長らく鉄道敷設運動が不活発な状況が続いた。

そうした中、出雲北部の中海・宍道湖沿岸の平野部では官設での目処が立ち、一九〇八年（明治四一）四月に島根県内初となる山陰線の米子く安来間が開通した。これは現在のJR山陰本線に相当するが、以後県西部へと延伸していった。

このことは、出雲のうち、山陰線の沿線地域では経済的・文化的発展の途が大きく開かれる中で、雲南地域が鉄道による発展から取り残されたことを意味した。こうした中、同地域の「交通運輸機関ノ設備ヲ欠ク力為メ、（中略）、人文物質ハ之力為メ開発遅タトシテ進マス、自然ノ状勢トシテ時代ノ要求ニ順応スル能ハサル⁽⁴⁾」状況を打開するために計画されたのが^{かみ}簸上鉄道であつた（一九一六年一〇月開業、現在のJR木次線の宍道く木次間に相当）。筆者はこれまでに簸上鉄道関係地（大原郡・仁多郡）⁽⁵⁾の動向を分析してきたが、明治四〇年代は雲南地域全体で鉄道敷設運動が再び活発化する⁽⁶⁾。

なお、本稿は地域史研究の基礎的な作業として、時代と地域を概観することに重点を置く。また、前稿と同様に、『山陰新聞』や『松陽新報』などの島根県内発行の新聞を主な史料として用いた。史料を引用した際には、句読点は筆者が適宜補った。

第一章 日清戦後恐慌期の状況

第一節 山陽鉄道会社による陰陽連絡鉄道計画

日清戦争に伴う好景気は、一八九六年（明治二九）後半以降急激に下火となり、それまで好調であつた私鉄事業にも暗い影を落とした。日清戦後恐慌の到来である。

先述の大社両山鉄道会社をめぐっては、一八九八年秋、株主らによる解散に向けた動きが『山陰新聞』で報じられるなど⁽⁷⁾、同社事業の行き詰まりは地域においても明白な状況であつた。

そうした中、当時、神戸く三田尻（現防府市）間の鉄道を開業していた山陽鉄道会社が、その支線となる、出雲地域への陰陽連絡鉄道敷設に向けた測量調査に乗り出していることが、『山陰新聞』記事から確認できる。同社の路線は現在のJR山陽本線に相当するが、姫路く鳥取（または津山）く米子間、広島く可部く浜田間、可部く松江間など、様々な地点からの支線を構想していたようである⁽⁸⁾。

本節では、山陽鉄道会社による出雲地域での取り組みの状況を、『山陰新聞』から明らかにする。まず、一八九八年八月、同社は広島く可部く浜田間、広島く松江く杵築間の測量について、島根県知事に対して協力を要請した⁽⁹⁾。なお、この時点で三田尻く津和野間は既に測量したと報じられている。

そして、大社両山鉄道会社がまだ存続しているのにもかかわらず、一〇月から一二月にかけて山陽鉄道会社の技師が出雲地域に派遣され、支線敷設に向けた測量調査が行われた模様であ

る。『山陰新聞』記事から確認できる同社の技師は、児玉巳之助・田所龍之助・田中亀松・和田宇吉の四名である。彼らは一〇月二八日に松江を訪れ、翌日以降、各方面での作業を開始した⁽¹⁰⁾。

技師一行はまず、大社両山鉄道会社が敷設を予定していた米子～杵築間から測量を開始し、一月一六日時点でその作業は続いている。その後に「両山線」（松江～広島間）を測量しつつ広島へ向かったとされるが、これ以降の具体的な足どりは不明である。中国山地越えに関して、大社両山鉄道会社は能義郡・仁多郡經由の路線を予定していたが（前稿参照）、山陽鉄道の技師たちは『山陰新聞』に次のように語っている⁽¹¹⁾。

山陽鉄道株式会社にては、松江を基点とし宍道より大原郡を経て飯石郡頓原赤名に出で郷川に沿ふて広島県三次に通ずる線路を測量する予定にて、頃日大原郡木次より仁多郡布勢村辺の地形を取調べたり云々と

因みに『山陰新聞』は、山陽鉄道会社は「大社両山が解散するならば其後を次がんと云ふよりは、寧ろ山陽山陰の両道を貫通すると云ふが主眼⁽¹²⁾」であつたと説明している。

そして、出雲地域での作業が、一二月初旬に能義郡内の測量をもつて「一先つ」終了した段階で、広島市に達する路線に関しては、同社の中で次の①～⑤が候補として挙がっていたようである⁽¹³⁾。そして、その後は、「来春早々再び細密の調査」を行い路線を決定する予定だつたとされる。

- ①米子～鳥取県多里～広島県八鋒～同西城～同庄原
- ②赤江～広瀬～横田～八川～八銚～西城～庄原

- ③六道～大東～三成～阿井（もしくは馬木）～広島県高野山
- ④庄原（もしくは今市）～飯石郡中央部～広島県布野
- ⑤杵築～粕淵～（郷川沿い）～広島県三次

日清戦後の時期、事実上国内の幹線鉄道体系の一環をなしていた山陽鉄道会社は、増大する交通需要に応えるべく、官設線・他社線との直通運転や連帯運輸、さらには海上航路との連帯運輸といった輸送機能の拡充を積極的に行っている⁽¹⁴⁾。本節で述べた陰陽連絡鉄道の調査もその一環であつたのではなからうか。

その後、同社は一九〇三年五月に播但鉄道会社（現JR播但線、姫路～新井間に相当）を買収する形で山陰方面へ伸びる支線を実現している。ただし、広島～松江間などの支線計画については、一八九九年以降、新聞記事から見られなくなり、立ち消えとなる。

大社両山鉄道計画が停滞・終息していく過程においては、出雲地域の人々にとつて、こうした山陽鉄道会社の動きは歓迎すべきものであつたと考えられる。しかし、『山陰新聞』紙面からは、同社やその技師たちの活動がわかるものの、沿線など地元の人々の反応や動きを確認することができない。

第二節 県内の官設鉄道敷設運動と出雲地域

「はじめに」で、日清戦後恐慌以後、雲南地域での鉄道敷設に向けた動きは長らく不活発となると述べた。実は大社両山鉄道計画の終息後から明治末期に至るまでの期間、出雲と山陽を

結ぶ鉄道の実現を目指す地元・出雲での動きは、新聞記事を見る限り確認できなくなる。この出雲の状況について、本節では同時期の全国および島根県内の動きの中で捉えていきたい。

(1) 山陰鉄道期成同盟会と出雲地域

まず、日清戦後恐慌期の地方での鉄道敷設をめぐることは、私鉄熱が冷めると鉄道国有化と官設鉄道の拡張を求める政治的運動が高まることを、松下孝昭氏が指摘している⁽¹⁵⁾。鉄道未設県であった島根県においてはこの時期、県全体を巻き込んだ官設鉄道誘致に向けた大きな動きがあった。

同県内では一八九九年夏以降、官設での姫鳥線と山陰縦貫線の速成を目標に掲げた、郡市単位での組織化が進んだ。翌年一月には、それらを基盤とした全県組織である山陰鉄道期成同盟会（以下、期成同盟会と略記）が創設される⁽¹⁶⁾。県知事・金尾稜巖を会長とする同会は、『松江市誌』⁽¹⁷⁾が述べているように、島根県内への鉄道延伸の実現に大きく貢献した。

この姫鳥線（姫路と鳥取と米子と境間）であるが、鉄道敷設法（一八九二年六月公布）に記載された全国各地の官設予定線のうち、第一期（一二年間）での建設が定められた「山陰及山陽連絡線」（第七条記載）の路線として、一八九四年六月に採用が決まっていた⁽¹⁸⁾。島根県内に及ばない姫鳥線の速成を期成同盟会が目標の一つに掲げているのは、同線を早期かつ確実に着工することが、米子を起点とした島根県内への鉄道延伸に向けた大きな足がかりになるからである。

一方、山陰縦貫線とは、京都から山陰両県など日本海側地域

を経由し山口県に至るもので、同法においては姫鳥線と異なり、いわゆる第二期線に位置付けられていた。この山陰縦貫線を第一期線に繰上げるには、帝国議会で同法を改正する必要があった。

以上のように、県内の敷設運動は官設鉄道誘致へ重点が置かれていった。そうした中、雲南各郡の有力者というと、表1に示したように、県内各地と同様に期成同盟会の幹部に就任している。大社両山鉄道計画の終息後、雲南地域から敷設運動自体が全く無くなってしまう訳ではないことがわかる。

(2) 出雲・石見両地域の比較

次に、陰陽連絡鉄道計画に関する出雲地域と石見地域の比較を行う。実は、県西部の石見地域においても出雲地域と同様に、日清戦後恐慌によって私鉄での陰陽連絡鉄道の実現に失敗していた。

石見地域では、第二次鉄道熱の時期、広島と浜田間の路線をめぐる、芸石鉄道と広浜鉄道という路線が競合する二つの私鉄計画が起った。これらをめぐっては、一八九九年三月、政府から前者に敷設の仮免許が付与された（後者は却下）。しかし、日清戦後恐慌の影響によって既に芸石鉄道は事業が行き詰まっており、鉄道を全く敷設することなく一九〇一年三月に仮免許を失った（前稿の表1参照）。

ところが、松下孝昭氏が明らかにしているように、石見地域では日清戦後恐慌によって私鉄計画が行き詰まっても、官設鉄道誘致へと方針を切り替え、陰陽連絡鉄道の敷設運動が継続して

行われていた。その方策とは、鉄道敷設法において、同法公布以来第二期線に留まっている「広島県下広島ヨリ島根県下浜田二至ル鉄道」の、第一期線への繰上げを図ることであった。この官設広浜線の実現に向けては、一八九七年頃より代議士・恒松隆慶（安濃郡長久村）が関係地域に働きかけを行っていた⁽¹⁹⁾。

こうした石見での動きを郡レベルで見ると、出雲と石見両地域の差異がさらに明確となる。先述のように、県内では一八九九年八月以降、のちの期成同盟会へと繋がる、郡市単位での組織化が進められる。その中で、石見地域においては、八月一日の邇摩郡を皮切りに郡ごとの協議会が開催されていく。

表2は、新聞記事をもとに、石見各郡の協議会での決議事項のうち、敷設を目指す路線に関する事項を抜粋したものである。それを見ると、各郡とも共通して、山陰縦貫線に加えて陰陽連絡線の「広浜線」の第一期線への「繰上」も目標に掲げていることが確認できる。大社両山鉄道計画の終焉と同時に、陰陽連絡鉄道計画自体が沈静化してしまった出雲地域とは、大きく異なっている。

一方、出雲地域と鉄道敷設法の関係はどうであったか。まず、出雲地域を起点に山陽を目指す路線は同法の予定線の中に無かった。そこで地元としては、大社両山鉄道会社が敷設を断念した松江〜広島間を、帝国議会を通じて同法の官設予定線（まずは第二期線）に組み込むという選択肢があった。前稿で明らかにしたように、私鉄計画として関係地域からの一定の支持を得た路線であったからである。しかし、出雲地域で、同路線を鉄道

敷設法を通じて官設で実現させようとする動きは、明治期を通じて確認できない。

因みに、前稿で明らかにした先述の官設「安来線」の敷設運動に関しても、鉄道敷設法に新たな予定線を追加しようとするものではなかった。それは、同法の既存の予定線（岡山県下倉敷又八玉島ヨリ鳥取県下境二至ル鉄道）の測量・設計調査段階において、路線の修正（安来・母里など能義郡内への迂回）をねらったものである。

第三節 能義郡での「軽便鉄道」（人車鉄道）計画

大社両山鉄道計画の終息後の出雲、特に雲南地域の状況に関しては、今後新聞以外の史料による分析が必要であるが、地元での鉄道敷設運動は明らかな低迷期に突入する。そうした中、能義郡においては、一八九八・九九年（明治三一・三三）にかけて、安来を起点とする「軽便鉄道」計画が『山陰新聞』等から確認できる。

これは陰陽連絡鉄道計画ではないが、恐慌の影響により、地方での鉄道敷設が困難な状況にあった明治三〇年代において、鉄道実現に向けた試行錯誤が雲南地域で続いていたことを示す事例である。

（1）計画の起こり

まず、大社両山鉄道会社の解散が迫った一八九八年秋から年末にかけて、能義郡の「軽便鉄道」に関する以下の（A）（B）

(C) の三点の記事が、『山陰新聞』から確認される。

(A) 一八九八年一〇月二七日「軌道の布設」

能義郡にては物貨の運輸に輕便を計らん為め、飯梨伯太両川堤防に軌道を布設するの計画にて、頃日郡長に出願せりと

(B) 同年一月二五日「貨車用鉄道」

能義郡に於ては、安来町を集中点とし井尻より一線、広瀬より一線として輕便なる鉄道を布設し、以て貨車の運轉に便せん計画あり、已に調査費とし郡費より二百円を支出し、追て見込相立つ上は株式とするか、但は關係町村の共有とするかは未定なりと、此の事にして成立せば安来の将来は益す有望ならん

(C) 同年一月二六日「輕便の鉄道」

能義郡安来町より江尻^{（マ）}、及同町より広瀬町へ物貨運搬の利便を謀る為め輕便鉄道を敷く事となり、線路測量までは郡費を以て支弁するに決し、已に此中より測量に着手せるが、何分伯太飯梨両川の堤上へ敷設する事なれば複線は敷き難きにつき、単線となし人車道を除き堤の縁端に敷設する計画なりと

これらの新聞記事からは、計画の内容について以下の諸点が明らかとなる。第一に、路線は安来から広瀬・井尻の両地へ達する二線であり、それぞれ飯梨川・伯太川の堤防上に線路を敷設する点である。因みに、前稿で述べたように、明治二〇年代の官設「安来線」がおおよそ伯太川沿岸、大社両山鉄道がおおよそ飯梨川（および支流の山佐川）沿岸の主要地をそれぞれ敷

設する計画であつた。第二は、地元出資による私鉄計画であるが、郡費を支出して測量や調査を行うなど、能義郡役所が関与している点である。

前記(A)の記事が現れる一〇月後半の時期は、まだ辛うじて大社両山鉄道会社は存続していた。能義郡の人々は同社の計画に見切りを付け、地元独自に鉄道の実現を目指す方向に踏み切つたといえる。ただし、鉄道の規格・内容については「輕便」とあるのみで、判然としない。

(2) 人車鉄道計画の展開

先述の能義郡での鉄道計画は新聞紙面から一旦姿を消すが、翌一八九九年の秋頃から「人車鉄道」(もしくは「人車軌道」)計画として『山陰新聞』紙面に再び現れ始める。この人車鉄道とは、人力によって列車を押す形態の鉄道のことであり、豆相人車鉄道(一八九五年、小田原〜熱海間)をはじめ、主に関東地方で多く見られた⁽²⁰⁾。

因みに、能義郡では過去にも似たような動きがあつた。『山陰新聞』によると、一八九六年六月、両山鉄道会社の発起人であつた荒島村の佐々木善右衛門(県議)が、安来〜清水寺(宇賀庄村)間に「輕便鉄軌を敷設し人力にて駛走するもの」を計画したとされる⁽²¹⁾。

さて、一八九九年の計画であるが、一〇月頃、能義郡では「人車輕便鉄道敷設計画熟し頃日其筋へ」許可願書が提出されたと『山陰新聞』は報じている⁽²²⁾。その路線は前年と同様に、安来〜広瀬間、安来〜井尻(さらに南の赤屋村小竹まで)間の

二線であり、運営形態は株式会社（資本金四五〇〇〇円）で、「郡費よりも補助せらるべし」と説明されている。また、同紙では、車輛は一輛に八人乗りといった情報も見られる⁽²³⁾。そして、敷設に関する陳情や打合せのために、山本郡長⁽²⁴⁾（一〇月四日）や広江郡書記⁽²⁵⁾（一二月二五日）が島根県庁へ出向くなど、ここでも計画に対する能義郡役所の関与が確認できる。

そして、この能義郡での「人車鉄道」計画に関しては、鳥取県日野町の近藤家文書の中に一八九九年六月の「軌道布設計画主意書⁽²⁶⁾」が残されており、さらに詳しく実態が明らかになる。

この「主意書」は冊子状の印刷物であり、計画への賛同を広く求めるために作成されたものである。作成者は「能義郡軌道布設計画有志者惣代」の野津倉三郎（広瀬）・渡部佐一郎（安来）・岩佐専五郎（井尻）の三名である。

次に、鉄道敷設のねらいはというと、劣悪な道路事情によって停滞している郡内の産業経済を「一転」させ、「大二本郡ノ利福ヲ増進」させることであつた。安来・広瀬・井尻と母里は郡内の「物貨集散ノ要地」とされ、特に安来港は、馬関（下関）や神戸、敦賀などの諸港と定期航路で結ばれた「中海無比ノ要港」と説明されている。

また、「主意書」によると、計画に際しては「能義郡長二請願シ調査費二対シ郡費ノ補助ヲ仰キ、且主任郡書記ト同伴シ東京・大坂・栃木・静岡ノ四府県下二布設セル馬車及ヒ人車鉄道ヲ視察シ、之ヲ参案」したとの説明がある。さらに、同書には、

安来・広瀬、安来・井尻の両区間の「軌道布設利益勘定概算書」・「軌道経費概算」など、貨物実態調査書が付属されている。このように、経済統計や先行事例の調査に基づいて、安来港を要とする鉄道網の整備を具体的に進めようとしていたことが確認できる。

そして、能義郡での「人車鉄道」計画の行方であるが、以下に掲げる翌一九〇〇年二月の記事⁽²⁷⁾を最後に新聞から情報が途絶え、計画は終息する。

広瀬及井尻より安来に達する人車軌道敷設予定線の地況及線路拡築計画取調方を其筋より願人へ達せしに依り、有志者は実地を調査し、此中詳細なる図面及計画書を県庁へ進達せりと云ふ、又広瀬町に於て株主募集方に付、町長初め有志者過日以來必至有力者に誘導せしか既に予定株数に達し、許可あり次第直に工事に着手せんとす

のちに、計画の終息の要因は「北清事変其他の故障の爲め」であつたと報じられている⁽²⁸⁾。なお、明治三〇年代の雲南地域での鉄道敷設に関する着目すべき動きとしては、この能義郡での事例のほかに、一九〇三年六月の大原郡における「山陰鉄道□松江今市間に於ける参考線測量出願」に関する協議がある。その要旨は「松江より忌部、大東を経て里熊（大原郡斐伊村―引用者注）に達し、全所付近より簸川郡上島の山手を経て今市に達する一線」を「山陰鉄道」（官設山陰線）測量の「参考線」に加えよというものであつた⁽²⁹⁾。

第二章 山陰線開通後の支線鉄道計画

第一節 山陰線開通と雲南地域

一九〇八年（明治四一）四月、島根県内初の鉄道となる山陰線の米子～安来間（官設鉄道）が開通し、以後、県西部へ向けに延伸していった。そして、大社両山鉄道計画の終息以降、鉄道敷設運動が長らく停滞期にあった雲南地域において変化が訪れる。明治末期の一九一一年頃から、山陰線の各駅を起点とする、次のような支線鉄道計画の実現を目指す動きが各地で盛り上がった。

- ① 今市～広島県三次～同福山間
- ② 宍道～木次間、宍道～大東間
- ③ 安来～広瀬間
- ④ 安来～母里～井尻間

翌一九一二年になると、表3に示したように、③を除く前記の各路線の有志者は、官設軽便鉄道の敷設を求めて、同年一月二七日開会の帝国議会（第三〇回、翌年三月二六日閉会）に向けて請願書を提出した。

これまでに筆者は、以上の点に関しての概要を述べ、さらに②の計画を起源とする簸上鉄道については、その創立の担い手（発起人）たちの活動を明らかにして、同鉄道の創立の背景を分析した⁽³⁰⁾。

次節以降では、筆者の既発表の論文と重複する部分もあるが、②も含めた明治末期の各支線鉄道計画について、計画が生み出

される以前の構想や議論も含め、雲南地域全体を幅広く明らかにする。そこでまず、本節では明治末期の雲南地域の各路線で鉄道敷設要求が高まった要因について、二点指摘しておきたい。

第一に、一九一〇年四月に軽便鉄道法、続いて翌年三月に軽便鉄道補助法がそれぞれ公布されたことである。私鉄事業の出願手続きが簡素化され、設計上の制限も緩和された上、政府補助も期待でき、地方での鉄道敷設に向けた制度的環境は一新した。後述するように、山陰線開通後の各地での漠然とした構想（あるいは中断していた計画）は、両法（特に後者）公布後の時期に一気に具体化する。

第二に、鉄道国有後の鉄道管轄官庁である鉄道院が、一九一二年五月から一月頃にかけて、山陰線の支線建設に向けた測量事業を雲南地域の各路線において実施したことである。各地域の鉄道敷設運動が官設軽便鉄道誘致へと足並みを揃える（表3）のは、鉄道院のこうした動きの後であった。

これは、軽便鉄道法によって政府も軽便鉄道を敷設することができたことが関係している。政府は「地方ニ於ケル運輸状態カ本位鉄道ノ規格ヲ必要トセザル場合ニ於テ其地方ニ起業者ナク又ハ其線路力国有鉄道ノ營養線タルヘキ場合」（『日本鉄道史』下編）に敷設する方針であったとされ、一九一一年度から建設を開始した⁽³¹⁾。また、鉄道敷設法のように帝国議会の審議や法律改正の手続きを経ることなく、政府内部の選定で、予算のみ帝国議会の承認が得られれば着工することができた⁽³²⁾。そのため一九一二年春頃、先述の恒松隆慶が大原郡幡屋村において、「宍道、掛合間の軽便鉄道敷設」について「官設事業とし

て大に見込あるものゝ如く持掛け」るなど、政友会所属の代議士が鉄道問題を媒介に党勢拡張を図る動きも見られた⁽³³⁾。

なお、前記の支線鉄道計画について、本稿のテーマからすると、①以外は山陽地域と連絡しておらず、陰陽連絡鉄道計画とはいえない。しかし、後述するように、出雲地域内で完結する計画についても、のちに木次線の起源となる②に代表されるように、その大半は大正・昭和期にかけて山陽との連絡を目指す計画へと発展していった。本稿では、それらを陰陽連絡鉄道計画に準ずるものとして捉え、その実態を明らかにする。

第二節 今市～三次～福山間

この鉄道計画は、「福山今市間軽便鉄道速成ノ請願」（表3の①）によると、広島県福山町から府中町・上下町・三次町を経て「島根県飯石郡ヲ縦貫シ」簸川郡今市町（現出雲市）に至るものである。本節では特に沿線の飯石・簸川両郡の動きに着目するが、同鉄道は「山間ノ遺利ヲシテ空ク死蔵ニ了ラシメス、地方産業ノ発達上、幹線及大社線ノ營養上、最必要」と説明されている（同上請願書）。

まず、県内での初の鉄道（山陰線）が現実化していく中で、簸川郡の南に接する飯石郡内では、鉄道敷設に対する期待や構想が有力者の間で話題になっている。米子～安来間の開通直前（一九〇八年二月二〇日、飯石郡会においては、郡長が演説の中で「積雪中道路の雪^{ゆきはね}勿器を按出して車行の便を計り、且官道

より掛合に達する電気鉄道にても開きたらんには人民の便大なるべし」と発言した。この郡内交通整備に関する一連の演説に対して、郡会議員たちは「喝采をもつて迎えた」とされる⁽³⁴⁾。また、一九一一年四月一九日には、郡内の名望家をはじめとする有力者を糾合した飯石倶楽部が、「山陰縦貫鉄道竣工の暁に於て之を利用し本郡の福利を増進するの計画」を協議している⁽³⁵⁾。

そして、一九一〇年四月に軽便鉄道法が公布されるが、先鞭をつけたのは県外の私鉄事業であった。直後の同年五月に『山陰新聞』が「私設の広島、三次を経て今市に至る陰陽軽便鉄道の敷設計画あり、近々出願せらるべし」と報じている⁽³⁶⁾。これは同年一〇月に広島～三次間の敷設を出願した芸備軽便鉄道会社（のちの芸備鉄道会社）のことであろう。翌年一二月の『松陽新報』では、芸備鉄道会社に「追て三次より飯石郡を経て今市方面に延長せん計画」があり、同月一〇日に株式募集のために来県した創立事務所長の佐伯三郎が「市郡の有力家」との打合せを行ったことを報じている⁽³⁷⁾。

他方、政府の鉄道院は、山陰線の支線鉄道敷設を見据え、一九一二年五月以降、磯貝国吉らの技師を派遣して雲南地域の各路線の測量を実施した。今市～福山間については、六月中旬頃に広島県境に近い飯石郡来島村内を⁽³⁸⁾、七月後半には広島県の福山～三良坂間を測量していることが新聞記事から確認できる⁽³⁹⁾。

こうした測量ののち、飯石・簸川両郡では官設軽便鉄道敷設の請願に向けた準備が進められていくが、経由地をめぐる地域

対立が発生した。『松陽新報』によると、先述の飯石倶楽部の「主腦」白築政造（掛合町）と松尾清三郎（三刀屋村）の二名は「三刀屋線」を、一方で飯石郡西部と「簸川郡山間部（南部）」の両地域の有志者は「朝山線」をそれぞれ主張するなど、「相互間に激烈なる運動」が展開されていた⁽⁴⁰⁾。

そうした中、簸川郡の郡長と町村長らは請願内容について二月二〇日に審議を行うが、出西・上津・大津の三ヶ村が「三刀屋線」を、他の町村は「朝山線」をそれぞれ主張し、ここでも意見が分かれていた。この日の集会では多数決の結果、請願書では「朝山線」の敷設を求めることが確定する⁽⁴¹⁾。

この対立する二路線の内容であるが、まず「三刀屋線」とは、先述の同線支持者らの住所（簸川郡大津・出西・上津、飯石郡三刀屋・掛合）から考察して、斐伊川沿いに南下し飯石郡中部を経由するものと思われる。因みに、大津・出西・上津の三ヶ村の有志者は、一九一〇年、政府に対して山陰線の大津村への簡易停車場の設置を求める請願を試みたこともあった⁽⁴²⁾。

一方、「朝山線」（請願路線）については、先述の簸川郡での集会において、「出雲今市より広島県福山に達する神戸川筋の鉄道院予定線路に対し、簸川郡町村長会議の結果全郡一致にて鉄道速成請願書を提出する事に決し」と『山陰日日新聞』が報じていることから⁽⁴³⁾、神戸川に沿って飯石郡西部を経由するものと考えられる。

その後、今市から広島県を目指す陰陽連絡鉄道計画については、一九一九年（大正八）に、「今市を基点として、神戸川を遡りて飯石郡に入り、赤名附近を経て備後三次に芸備線と連

絡⁽⁴⁴⁾」する雲芸鉄道（私鉄）が企画された。そして、一九二四年には、その動きを引き継いだ大社宮島鉄道会社⁽⁴⁵⁾が設立された。同社は八神（志々村）、来島村など飯石郡西部の路線を計画し⁽⁴⁶⁾、最終的には三次までの全通を断念するものの、一九三二年（昭和七）十二月に今市・朝山・乙立・出雲須佐（旧飯石郡東須佐村）間を開通させた（のちに出雲鉄道と改称し、一九六五年〔昭和四〇〕に廃線）。

このように、明治末期に現れた、今市を起点に神戸川を遡って飯石郡西部を経由する陰陽連絡鉄道「朝山線」の構想は、大正・昭和期に地域で引き継がれていった。

第三節 宍道く木次間、宍道く大東間

（1）鉄道への関心の高まり

本節で述べる宍道く木次間、宍道く大東間の計画は、現在のJR木次線の起源となる簸上鉄道へと発展する。

起点となる八束郡宍道村は、広島県や雲南方面からの陸上交通と宍道湖水運とが交わる出雲の要衝地の一つである。かつて両山鉄道計画が起った際には、宍道を経由地とする「赤名線」・「阿井線」と呼ばれる路線が候補として持ち上がっている（前稿参照）。

その後、一九〇九年一月に宍道まで山陰線が開通すると、同地に宍道駅が開業した。こうした変化は、宍道をさらに発展させようとする地元の気運を高めたようである。

『山陰新聞』によると、一九〇八年七月頃、宍道の「有力者」

たちは、「鉄道開通の暁には飯石・仁多・大原三郡に於ける枢要の地点となり、湖上の汽船を頻繁に出入せしめ海陸の連絡を図り、且つ簸川郡に対する商業の実権を握らん為め、過般来再三鳩首凝議し一大発展を試むることに決」したとされる。そして、そのための主な「起業」策には、「ホテル」新設や「倉庫会社」設立などと並んで、「宍道・加茂（大原郡加茂村―引用者注）間に電鉄を敷設」することが挙げられていた⁽⁴⁷⁾。また、宍道駅開業直後には、「宍道駅長は将来大原・飯石・簸川郡地方より多くの貨物を搬出せしめん考按に□、近々右三郡内を巡回してその地方の産物を調査すへし」と報じられている⁽⁴⁸⁾。

一方、大原・仁多両郡の人々は山陰線の開通前後の時期、鉄道との強い結び付きを求めて、松江市の隣の八束郡乃木村への停車場設置を政府に要望している。表4に示したように、八束郡の村長らとともに、一九〇七年三月と一九一〇年一月の二度に亘って請願書を提出した⁽⁴⁹⁾。

その乃木村からは、大原郡大東町へ第二種忌部道が通じていた。後者の請願書（表4の②）によると、忌部道の沿線には温泉地（同郡海潮村）や、蓮花寺（同郡阿用村）などの名刹が存在し、加えて「各地ヨリ産出スル木材薪炭及農産物ノ額亦多大」であった。乃木停車場が実現しなければ「交通機関ノ恵沢モ普ク之ニ浴スルコト能ハズ」、「其影響ハ独リ物貨上ノミニ止マラズ、人文ノ発達上ニ於テモ大ナル不幸ヲ見ルヤ明白」と、人々の強い危機感が示されている。

そして、先述の軽便鉄道法公布後には、仁多郡八川村（現奥出雲町）の絲原家において、のちの簸上鉄道計画に繋がる重要

な動きが確認できる。同家の第一二代・絲原武太郎はかつて両山鉄道計画に参画するなど、陰陽連絡鉄道の実現を目指していた（前稿参照）。彼は一九〇六年六月から貴族院議員として国政に携わっていたが、絲原家所蔵「簸上鉄道創設調査書」によると、一九一一年二月頃、宍道・仁多郡横田間の電気鉄道敷設を構想して関係調査を進めていたことがわかる。同書にある取調項目（同年二月二十四日付）は次の通りである。

- (一) 二種道路（郡道）ヲ私法人会社ノ電鉄専用ニ寄附又ハ使用権ヲ附与シタル実例アラハ、其府県郡名
- (二) 電鉄線路ハ現在ノ二種道路（幅二間勾配二寸）ヲ使用スル事トシ、鉄軌、スリッパ、電線、電柱、代及ヒ布設工費ハ一哩二付約幾干ヲ要スヘキヤ、但一回二付重量三四噸ノ物貨ヲ搭載スルト仮定ス
- (三) 三四噸ノ物貨ヲ運輸スルニ馬力幾干ヲ要スヘキヤ但勾配八二寸トシ、稀レ二三寸ノ勾配アル線路ト仮定ス
- (四) 国道ノ沿側ニ附ケ電鉄線路ヲ布設スルトセハ、幅員何尺ノ道路ヲ新設セバ可ナルヤ（木次宍道間ノ国道幅員十八尺ナリ）
- (五) 横田、宍道間十四里ノ沿線ニ停留場八ヶ所ヲ設置シ一日客車二回貨車二回ヲ往復セシムル事ト仮定シ、此ノ營業費一ヶ年約幾干ヲ要スヘキヤ（電力発作所ノ經費ハ別トス）

「停留場」（停車場）を八ヶ所とし、郡道などの公道沿いで敷設を想定するなど、この時期、絲原家ではかなり具体的な

鉄道計画を練り上げていることがわかる⁽⁵⁰⁾。周知のように、第一三代・武太郎は簸上鉄道の創立に着手し、同鉄道の社長に就任する。

(2) 鉄道院による測量と島根県知事

以上のような地域での動きをさらに具体化・進展させたのは、先述の一九一二年の鉄道院による測量事業である。ただし、宍道起点の路線では、他の路線には無い特徴が見られた。

まず、前年の一九一一年八月、鉄道院の米子出張所が、宍道から大原郡斐伊村の里熊橋までの区間の鉄道敷設を見込んで、大原・仁多・飯石の「各郡衙及沿道各村につき貨物集散の実況を具体的に精査中」であったとされる⁽⁵¹⁾。里熊橋とは大原・飯石両郡の境界の斐伊川に架かる橋であり、木次町の目と鼻の先の地点である。

そして、一九一二年一月に鉄道院による支線測量が実施される⁽⁵²⁾。その際、次の新聞記事が示すように、事業に対する島根県知事・高岡直吉の関与が確認できる⁽⁵³⁾。

鉄道技師磯^{いそ}海^{かい}国^{こく}吉^{きち}氏は、(中略)高岡島根県知事の申請により八束郡宍道、大原郡木次間の実測をなすこととなり、同技師は班員を引率して四五日前来県し宍道に事務所を設け昨今之れが実測中にて五六日の内には終了する見込にして、昨五日には県庁に高岡知事、栗原土木課長を訪ひ対談する所ありしが、氏の談に依れば宍道、木次沿道中、加茂より大東町に達する枝線をも実測すべく昨今八束郡宍道村田中方に事務所を設置し目下実測中なる(後略)

宍道く木次間の測量は高岡が「申請」したものであり、その実施に際しても技師と高岡らが接触しているのである。高岡は一九一一年三月に同県知事に就任するが、「仁多大原飯石三郡の交通杜塞に囚れて文物開発せざるを憂⁽⁵⁴⁾」うなど、同地域への鉄道敷設に特別な関心をもっていた。また、鉄道省文書においては、高岡は一九一二年三月に「詳細這般ノ事情ヲ具シテ宍道木次間輕便鉄道敷設ノ義ニ付、小官ヨリ鉄道院總裁へ稟請致シタ」と自ら述べている⁽⁵⁵⁾。高岡はのちに簸上鉄道会社の創立に向け発起人の組織化を後押ししていくが⁽⁵⁶⁾、社名の「簸上」を名付けたのは高岡とされている⁽⁵⁷⁾。

また、前掲の新聞記事に関しては、「加茂より大東町に達する枝線」の測量について磯貝が述べている点にも注目したい。すなわち、木次・加茂・大東という大原郡内の主要な市街地を「縫フテ敷設スル⁽⁵⁸⁾」簸上鉄道の路線の原型が現れてきているからである。

表3の②に見られるように、請願書において大東への路線を併記しており、その後に創立される簸上鉄道会社も、当初宍道く幡屋く木次間の「幹線」と、幡屋から大東に至る「支線」で構成される路線計画で出願した(一九一五年にこの大東支線の設計は廃止され、路線は現在のJR木次線の形となる)⁽⁵⁹⁾。このように、本節で述べた鉄道院の測量は、のちの簸上鉄道計画に大きな影響を与えていたといえる。

第四節 安来く広瀬間、安来く母里く井尻間

(1) 能義郡「軽便鉄道」計画の再燃

能義郡に関しては、前章で明治三〇年代初頭における安来く広瀬間、および安来く井尻間での「人車鉄道」計画について述べた。

この両路線をめぐっては、軽便鉄道補助法公布直前の、一九一一年一月頃より「軽便鉄道」計画が新聞紙上に現れ始める。今回の動きは、能義郡の殖産十年計画を議論（殖産十年計画調査会）した際、委員が敷設を提案したことに始まったとされる⁽⁶⁰⁾。その内容は、先述の郡内二路線の敷設を目指し、資本金は一五万円で、列車の動力には「瓦斯発動機」を用いると報じられている⁽⁶¹⁾。

そして、前回と同様に、鉄道計画に対する能義郡役所の関与が確認できる。二月開会の郡会に際しては、明治四四年度郡予算案に「殖産調査会が依託せる井尻、安来、広瀬間に敷設する軽便鉄道の調査費」が計上されていたとされる⁽⁶²⁾。また、先述の「調査会」は、郡長に対して「軽便鉄道法の規定による補助の有否の件、貨物の現在数及び将来貨物の増殖数及び建設工事費の概算等」など、敷設に向けた予備調査を稟請している⁽⁶³⁾。このように、郡役所の支援を受けつつ、軽便鉄道法に基づいて計画を進めていたことがわかる。

なお、計画を進める中で、県外資本の導入の可能性もあった。一〇月八日、「大坂雑賀商会」の武井守が能義郡役所を訪れ、郡内二路線の軽便鉄道計画について「陳情」を行い、同月二〇

日頃まで実地調査を行うことを、『松陽新報』が報じている⁽⁶⁴⁾。これは当時全国で局地鉄道のコンサルタント事業を展開していた才賀電機商会であり⁽⁶⁵⁾、島根県内では一畑軽便鉄道計画（今市く一畑間、一九一一年認可）にも係わっていた。この才賀電機商会の動きや「陳情」の詳細は不明である。そして、能義郡と同商会についての記事は他には見られず、両者の関係は進展しなかったようである。

以上のような能義郡の両路線について、一九一一年の時点までは、新聞記事を見る限り、一体的な計画として進められている。ところがその翌年、鉄道院による測量が行われて以降、両路線は別個の事業として進められていった。そこで、安来く広瀬間を「広瀬線」、安来く母里く井尻間を「井尻線」と表記することとし、その実態を述べる（以下、括弧省略）。

(2) 広瀬線

広瀬線での鉄道院による測量は、五月末頃に行われたようである。そのことを報じた『松陽新報』は、「安来母里間も実測したるが、母里線は跡廻しに、広瀬線は遠からず建設せらるべしと伝ふ」と記している⁽⁶⁶⁾。八月一日には、「広瀬町民の希望」を受けた同町長・和田米太郎が、鉄道院米子出張所に赴いて「広瀬軽便鉄道速成に就き陳述」している⁽⁶⁷⁾。

このように、広瀬線は地域での一定の支持を得た計画であったことがうかがえるが、表3を見ると、雲南各路線の中で広瀬線の有志者のみ官設軽便鉄道敷設を求める請願書を提出していない。その理由については、『松陽新報』が次のように報じて

いる⁽⁶⁸⁾。

昨夏（一九一二年―引用者注）、安来、母里間及安来井尻間輕鉄敷設請願の声あるや、広瀬町にては、一郡の中心として真先に其敷設を見るべきものとなし將に運動を起さんとせる折柄、現鉄道会議員にして旧広瀬藩主たりし松平子爵帰広し、「安来広瀬間の線路は現に政府の鉄道網中に決定したり、即ち安来広瀬間に於けるものは既定線に属するを以て、今更狼狽するに及ばず」と町民を諭す所ありし爲め、其促運動を中止し請願等の手續に及ぶ所無かりし旧広瀬藩主「松平子爵」とは、貴族院議員の松平直平と思われる。彼からの、広瀬線が政府の「既定線」となったという情報を受けて、地元では請願を中止したようである。一見消極的にも見えるが、官設鉄道の実現への期待や確信の強さゆえの事態といえる。

その後、広瀬線をめぐっては、翌年（大正二）には電鉄構想に話が進み⁽⁶⁹⁾、一九二八年（昭和三）七月に山陰線・安来駅の西隣の荒島駅を起点とする広瀬鉄道（電鉄）が実現する（一九六〇年廃線）。同鉄道は能義郡内で路線が完結するが、陰陽連絡鉄道に発展する可能性を秘めていた。「広瀬鉄道株式会社創立趣意書⁽⁷⁰⁾」を見ると次のような展望が示されている。

今や省線トシテ木次落合線ノ敷設セラレントスルニ方リ、本郡ヲ縦貫シテ一挙仁多郡横田マテ敷設セハ、以テ山陽ノ連絡スルノ便ヲ得ヘカリシモ未タ以テ俄ニ議整ハス、地方有志者ハ先ツ其第一着手トシテ荒島広瀬間ニ之ヲ敷設スルコトヲ發起シ免許ヲ受ケタリ

広瀬鉄道が接続を目指した「木次落合間」とは、一九二〇年（大正九）に官設鉄道（省線）としての建設方針が確定した、現在のJR木次線の木次く備後落合間のことである。因みに、広瀬から仁多郡横田を経由して山陽と連絡しようとする点は、明治二〇年代の両山鉄道計画の際と同じである（前稿参照）。

（3）井尻線

井尻線での鉄道院による測量は、一九一二年五月下旬から六月にかけて、最初に安来く母里間において実施された⁽⁷¹⁾。続いて、七月二四日以降に、さらに南の井尻村内までの測量が追加で行われた。これは井尻村有志者が、測量を「同村迄延長せられたしと鉄道院に請願」したことに基づくものであった⁽⁷²⁾。こうした経緯を経て、井尻線については「安来母里間輕便鉄道速成ノ請願」と「安来井尻間輕便鉄道敷設速成ノ請願」という、路線が重複する二通の請願書が提出された（表3参照）。後者の請願書に関しては、かつて人車鉄道計画で「惣代」を務めた井尻村の岩佐専五郎（先述）が筆頭となり、前者に関しては、隣接する仁多郡、鳥取県の日野・西伯両郡の関係者二九六名も連署したとされる⁽⁷³⁾。

そして、井尻村までの延伸が求められた背景については、『松陽新報』において、井尻村は「奥部は備後備中日野郡及び仁多郡に通じ、又安来港を通じて阪神地方に輸送する交通の要路に当り（中略）、仁多、日野、能義各郡奥部より輸送搬出する主要産物即ち米木炭木材及畜牛の如き悉く同村（井尻村―引用者注）陸運業者の手によるの事実あり⁽⁷⁴⁾」と説明されてい

る。筆者は以前、明治四〇年代の能義郡安来・広瀬の商工業者らが、仁多郡などからの木炭の販路掌握を目指す動きについて紹介したが⁽⁷⁵⁾、能義郡南部の経済をめぐる広瀬・井尻(母里)両地の関係も今後分析していく必要がある。

おわりに

本稿は前稿に引き続き、一八九八年から一九一二年(明治三一〜四五・大正元)における島根県出雲地域の陰陽連絡鉄道計画の実態に迫った。中国山地という難工事が不可避な地理的条件に加え、この時期は日清戦後恐慌や日露戦後恐慌などが相次ぎ、出雲地域の中でも雲南各郡での敷設運動は不活発な状況が続いた。そうした中で、鉄道の事業主体や規模・形態のありかたをめぐる地域での模索が、能義郡での人車鉄道計画であった。しかし、陰陽連絡を目指す地元での動きは、明治末期まで息を潜めた。

その後、山陰線の開通や軽便鉄道法・軽便鉄道補助法の公布など、明治四〇年代に経済的・制度的環境が整ったことで、一九一一年頃から山陰線の支線鉄道計画が雲南各地で起こった。そして、翌年の鉄道院による支線測量ののち、地域では官設軽便鉄道誘致を目指す動きが盛り上がった。

表3に示した官設軽便鉄道敷設の請願の行方であるが、いずれも帝国議会で採択はされたものの、政府の財政状況等により直ちに着手されることにはならなかった。そこで、各路線の有志者たちは一九一三年(大正二)以降、私鉄計画に方針を変えて再出発を図った。

詳細は別稿に譲るが、第二章の各節で述べた宍道〜木次間の簸上鉄道、今市〜三次間の雲芸鉄道(のちの大社宮島鉄道)、荒島〜広瀬間の広瀬鉄道の各鉄道は、大正・昭和期に陰陽連絡を目指して路線を開通・延伸させていった。以上のことから、出雲地域の陰陽連絡鉄道と雲南各地の鉄道網は、明治末期にその萌芽を見たといえる。

〔付記〕本稿執筆に際して、近藤登志夫氏、絲原丈嗣氏、ならびに頭本征保氏にはご所蔵史料の利用をご快諾していただきなど、多大な御厚意を賜りました。末筆ながら心よりお礼申し上げます。

注

- (1) 『山陽新聞』二〇二四年三月二七日「全国初 再構築協芸備線存廃議論スタート」。
- (2) 『山陽新聞』二〇二二年四月二二日「ローカル線収支初公表 JR西一七路線三〇区間赤字」。
- (3) 後述するように、鉄道院が明治四五年度事業として島根・広島両県で行った測量調査(『松陽新報』一九一二年五月一日「鉄道支線調査」、『山陰新聞』同年六月七日「中国線実地踏査」)が、本稿が主題とする鉄道計画に大きな影響を与えた。本稿では同年五月頃から初冬にかけて実施された同測量事業を明らかにする必要があるから、一九一二年末(大正元)までを分析対象期間とした。
- (4) 島根県立図書館所蔵「簸上鉄道敷設趣意書」。

- (5) 沼本龍「簸上鉄道の敷設」(稲田信・沼本龍『簸上鉄道の開通と木次線』(八日市地域づくりの会、二〇一七年)一一〜二二頁)。同「簸上鉄道の創立と松江―明治後期の出雲地域―」(『松江市歴史叢書』一二(松江市、二〇一九年))。
- (6) 前稿で述べたように、実際に山陽との連絡を果たした木次線については、『横田町誌』(一九六八年刊)など沿線の自治体史が主に開通のことを取り上げているが、開通までの経緯・背景、それ以外の未完に終わった鉄道計画については、実態解明がほとんど進んでいない。
- (7) 『山陰新聞』一八九八年九月二〇日「鉄道の解散」。
- (8) 『山陰新聞』一八九八年九月一六日「線路の踏査」。
- (9) 『山陰新聞』一八九八年八月二四日「鉄道線調査」。
- (10) 『山陰新聞』一八九八年一月一日「技師の来松」、同一一月二日「鉄道の実測」。
- (11) 『山陰新聞』一八九八年一月一九日「線路の実測」。
- (12) 『山陰新聞』一八九九年一月一三日「陰陽連絡鉄道」。
- (13) 『山陰新聞』一八九八年二月九日「山陰線調査」。
- (14) 日本国有鉄道編『日本国有鉄道百年史』第四卷(一九七二年)四二八〜四三一頁。
- (15) 松下孝昭『鉄道建設と地方政治』(日本経済評論社、二〇〇五年)「はじめに」v頁。
- (16) 『山陰新聞』一九〇〇年十二月二八日「鉄道に関する有志会」。
- (17) 上野富太郎・野津静一郎編『松江市誌』(松江市、一九四一年)一二二〜一二二七頁。
- (18) 鳥取市編『新修鳥取市史』第四卷(二〇一四年、螢光社)一七八頁。
- (19) 松下前掲『鉄道建設と地方政治』一四九〜一五一頁。松下孝昭「地方鉄道の形成過程」(山本四郎編『近代日本の政党と官僚』(東京創元社、一九九一年)四五七・四五八頁。
- (20) 原田勝正・青木栄一『日本の鉄道一〇〇年の歩みから』(三省堂、一九七三年)六九〜七三頁。
- (21) 『山陰新聞』一八九六年六月六日「人力鉄道」。
- (22) 『山陰新聞』一八九九年一〇月五日「人車鉄道敷設願」。
- (23) 『山陰新聞』一八九九年一〇月一五日「軌道敷設の計画」。
- (24) 前掲「人車鉄道敷設願」。
- (25) 『山陰新聞』一八九九年十二月二九日「能義郡人車軌道敷設」。
- (26) 近藤登志夫氏所蔵、鳥取県立公文書館寄託。No.三二四「中国鉄道諸書類」の中に収録されている。
- (27) 『山陰新聞』一九〇〇年二月三日「能義郡人車軌道敷設」。
- (28) 『松陽新報』一九一三年三月九日「能義輕鉄問題」。
- (29) 『山陰新聞』一九〇三年七月五日「参考線測量請願」。大原郡海潮村の黒川愛之助(元村長)の「首唱」によるもので、同郡大東町で開催された「郡内地主会」において協議され、その請願については仁多・飯石両郡へも「交渉中」と報じられている。また、『山陰新聞』同年九月一二日「出雲鉄道敷設の計画」では、「能義郡安来港を起点とし、

- 広瀬、大東、木次、三万屋、今市を経て杵築に到る鉄道を敷設せんと説くものあり」と報じている。
- (30) 沼本前掲「簸上鉄道の創立と松江」、同前掲「簸上鉄道の敷設」。
- (31) 原田・青木前掲『日本の鉄道』一五三頁。
- (32) 同前。
- (33) 『松陽新報』一九一二年五月二日「各地選挙彙報」。
- (34) 『山陰新聞』一九〇八年三月一六日「飯石郡掛合村通信」。
- (35) 『松陽新報』一九一一年四月二五日「飯石郡発展策」。飯石俱樂部とは、一九〇六年、「郡内有志を糾合して郡内有力者の懇親を厚ふし、且予て郡に於ける重要事項研究の爲め」飯石郡長・藤田幸年によつて組織された（飯石郡役所編『飯石郡誌』（一九一八年）八六五頁）。
- (36) 『山陰新聞』一九一〇年五月二六日「陰陽連絡鉄道」。
- (37) 『松陽新報』一九一二年二月一日「三今間鉄道計画」。
- (38) 『松陽新報』一九一二年六月二五日「飯石郡来島村」。
- (39) 『松陽新報』一九一二年八月二日「陰陽連絡線測量」。
- (40) 『松陽新報』一九一二年二月二日「朝山線決定」。
- (41) 同前。
- (42) 『松陽新報』一九一〇年二月一七日「大津停車場請願書」。
- (43) 『山陰日日新聞』一九一二年二月二二日「鉄道速成請願」（頭本家文書、鳥取県日野町教育委員会管理）。
- (44) 『山陰新聞』一九一九年五月一九日「松広線と雲芸線、比較三線の経路」。
- (45) 同鉄道については、祖田定一『資料集 神々の里に消えた鉄道』（米子プリント社、二〇〇六年）、島根県立古代出雲歴史博物館編『BATADEN 一畑電車百年ものがたり』（二〇一〇年）などが詳しい。
- (46) 島根県立古代出雲歴史博物館所蔵「雲芸鉄道敷設趣意書（一九二四年頃）の附图」。
- (47) 『山陰新聞』一九〇八年七月一〇日「宍道の事業発展計画」。
- (48) 『山陰新聞』一九〇九年一月二二日「宍道駅の盛況」。
- (49) 島根県公文書センター所蔵（群一―五〇八）『鉄道軌道索道』（一九一六年）。
- (50) 取調項目（五）の回答では、「出願中ノモノ」として「筑後軌道」と「耶馬溪軽便軌道」の二社の営業費、「既設会社」として豊後電鉄の営業費が記されている。
- (51) 『松陽新報』一九一二年八月七日「宍道里熊鉄道支線計画」。
- (52) 『松陽新報』一九一二年一月一〇日「大原郡加茂村通信」、同十一月五日「大原郡斐伊村通信」。
- (53) 『松陽新報』一九一二年一月六日「軽鉄線路調査」。
- (54) 『山陰新聞』一九一四年一〇月二九日「前知事に感謝状」。
- (55) 高岡直吉「軽便鉄道敷設免許申請書進達副申（一九一三年二月一八日）」（鉄道博物館所蔵『鉄道省文書 簸上鉄道 卷一、自大正三年至大正五年』（閲覧請求番号D1・5-89-二）所収）。
- (56) 沼本前掲「簸上鉄道の敷設」一五頁。

- (57) 『松陽新報』一九一四年八月二日「簸上鉄道創立經過」。
- (58) 前掲「簸上鉄道敷設趣意書」。
- (59) 前掲『鐵道省文書』所収の「簸上輕便鐵道敷設免許申請書」(一九一三年二月)、「起業目論見變更理由書」(一九一五年一月)。
- (60) 『松陽新報』一九一一年一月一八日「能義郡輕便鐵道計畫」、『山陰新聞』同年一月三〇日「能義郡輕鉄敷設計画」。
- (61) 前掲「能義郡輕鉄敷設計画」。
- (62) 『松陽新報』一九一一年一月二八日「能義郡会招集」。
- (63) 前掲「能義郡輕鉄敷設計画」。
- (64) 『松陽新報』一九一一年一〇月一〇日「能義郡の輕鉄」。
- (65) 三木理史『局地鐵道』(塙書房、二〇〇九年)八四〜九一頁。
- (66) 『松陽新報』一九一二年六月一八日「能義郡広瀬町」。
- (67) 『松陽新報』一九一二年八月一六日「広瀬輕鉄速成運動」。
- (68) 『松陽新報』一九一三年三月一五日「輕鉄期成同盟会」。
- (69) 『松陽新報』一九一三年一二月二二日「荒島広瀬電鉄問題」。
- (70) 飯梨郷土誌編纂委員会編『飯梨郷土誌』(飯梨公民館、一九九四年)二七三〜二七六頁。
- (71) 『松陽新報』一九一二年七月二七日「安井間輕鉄実測」。
- (72) 前掲「安井間輕鉄実測」、『山陰新聞』同年七月二七日「輕便鐵道線測量」。七月二四日は井尻村の「字井尻町の中央印賀道筋及同村大字市中屋地内」を測量している。
- (73) 前掲「能義輕鉄問題」。
- (74) 前掲「能義輕鉄問題」。
- (75) 沼本前掲「簸上鐵道の創立と松江」五九頁。

【表 1】 山陰鉄道期成同盟会の幹部（1901年 1 月時点）

役 名	氏 名	役 名	氏 名
会 長	金尾稜巖《県知事》	簸 川 郡 事 幹	井川精一 《郡長》 原富次郎 【県議】（四纏村） 竹原源市 【県議】（今市町） 山根恒三郎 【県議】（川跡村） 塩野延之助 【県議】（園 村） 梶谷福太郎 【県議】（東 村） 高橋久次郎 （稗原村）
幹 事	郷田兼亮（県内務部長） 村上寿夫（県内務部・属） 根岸干夫、福岡世徳 岡崎運兵衛、佐藤喜八郎 三島佐次右衛門		
松 江 市 事 幹	福岡世徳 【市長】 岡崎運兵衛 佐藤喜八郎 三島佐次右衛門 【県議】 森脇甚右衛門 向坂 弘 【県議】 高橋義比 （助役）	邇 摩 郡 事 幹	富田 貢 《郡長》 石田孝吉 【県議】 木島清之助 福岡実五郎 【県議】 坂根光之
		安 濃 郡 事 幹	横尾邦二郎 《郡長》 和田孫二郎 中村佐吉郎 島林武吉郎
八 束 郡 事 幹	根岸干夫 《郡長》 野津豊一 【県議】（湯町村） 木村由之助 【県議】（講武村） 長野勝太郎 【県議】（古志村） 小豆澤金一郎 （宍道村） 福田等治 （生馬村）	邑 智 郡 事 幹	正木芳介 《郡長》 中原 芳 【県議】 山崎多助 【県議】 野田義信 【県議】 平田民之助 植田光治
能 義 郡 事 幹	山本良次郎 《郡長》 柴田覚次郎 【県議】（母里村） 太田茂市 【県議】（飯梨村） 岩佐専五郎 （井尻村） 原本大三郎 （安来町）	那 賀 郡 事 幹	猪股定重 《郡長》 有美孫 《郡書記》
		美 濃 郡 事 幹	山崎眞幸 《郡長》 丸見富次郎 【県議】 山崎瀧次郎 中島卓矣
仁 多 郡 事 幹	井川 洸 《郡長》 安食久和之允 （三成村） 中沢治兵衛 【県議】（横田村） 岩田助市 （布勢村）		
		鹿 足 郡 事 幹	田中知邦 《郡長》 児玉信良 【県議】 彌重養介 堀礼造 堀昌造
大 原 郡 事 幹	古川龍蔵 《郡長》 藤井朝一郎 【県議】（日登村） 上代金之助 （春殖村） 木村義（儀）三郎 （大東町）		
		隠 岐 国 事 幹	阿坂多一郎 《隠岐島司》 魚山幸□ 小室熊次郎
飯 石 郡 事 幹	中村秀年 《郡長》 矢銅隣（隣）之助 【県議】（赤名村） 戸谷玄吉 （来島村） 落合豊一郎 （松笠村） 勝部勝四郎 （東須佐村） 若槻彌市 （一宮村）		

出典：『山陰新聞』1901年 1 月26日「鉄道期成同盟会役員」

【表2】 石見各郡の協議会の鉄道敷設目標（1899年）

日付	郡名	決議事項のうち、敷設を目指す路線に関する項目		史料
8月11日	邇摩郡	「評決」	(一) 山陰縦貫線及広浜線を第一期線に線上を勉むること (二) 姫鳥線の速成を期し米子以西の工事継続を勉むこと (三) 中国線津山より米子に達する線路延長は時機を見計ひ之れか速成を図ること	『山陰新聞』1899年8月24日 「邇摩郡に於ける鉄道問題」
8月14日	邑智郡	「協議決定」	山陰縦貫線及広浜鉄道第Ⅰ線に編入することを勉む可し	『山陰新聞』1899年8月24日 「邑智郡に於ける鉄道問題」
8月26日	安濃郡	「鉄道に関する協議事項」	一、山陰縦貫線及広浜線を第一期線に線上を勉むること 一、姫鳥線の速成を期し米子以西の工事継続を勉むること	『山陰新聞』1899年9月2日 「安濃郡鉄道問題」
9月6日	邇摩・安濃・邑智3郡	「鉄道完成同盟規約」	(一) 山陰縦貫線及広浜線の完成を期する事	『山陰新聞』1899年9月10日 「三郡鉄道協議会」
9月10日	那賀郡	「鉄道速成協議事項」	一、山陰縦貫線及広浜線を第一期線に線上くすること 一、姫鳥線の速成を期し米子以西の工事を継続すること	『山陰新聞』1899年9月14日 「浜田近況」
9月17日	美濃郡	「決議事項」	(一) 山陰縦貫鉄道及広浜鉄道を第一期線に線上け併て姫鳥鉄道の速成を期すること	『山陰新聞』1899年9月23日 「美濃郡鉄道速成委員」
10月20日	石見全6郡委員会	「議決」	一、山陰縦貫線（米子以西山口付近に達する者）及広浜線を第一期線に線上くする事、但万一一齊に両線線上の目的を達し得ざる場合に於て、其一線に就き目的を達するも残る一線に於ける目的を達するまでは石見六郡提携して相運動すべき事 二、姫鳥線の速成を期し米子以西の工事を継続する事	『山陰新聞』1899年10月24日 「浜田近況」

※鹿足郡の協議会の状況が不明であるが、10月20日の石見全6郡委員会に鹿足郡の関係者が参加している（『山陰新聞』1899年10月24日「浜田近況」）。

【表3】 雲南地域における山陰線・支線鉄道計画（1911年～）と官設軽便鉄道敷設請願の動き

	路 線	請 願 書	提 出 者
①	簸川郡今市～飯石郡 ～広島県三次～福山間	福山今市間軽便鉄道速成ノ請願 (衆議院 1913年3月11日採択)	飯石郡吉田村・田部長右衛門ほか1760名 (紹介議員：恒松隆慶ほか2名)
		福山今市間軽便鉄道敷設ノ請願 (衆議院 1913年3月11日採択)	広島県甲奴郡上下町・岡田胖十郎ほか126名 (紹介議員：井上角五郎)
②	八束郡宍道～大原郡木次間、 八束郡宍道～大原郡大東間	宍道木次大東間軽便鉄道速成ノ請願 (衆議院1913年3月22日採択)	松江市堅町・岡崎運兵衛ほか128名 (紹介議員：小川蔵次郎ほか2名)
		宍道、木次大東間軽便鉄道速成ノ件 (貴族院1913年3月15日採択)	八束郡宍道村長・持田虎太郎ほか129名
③	能義郡安来～広瀬間	(作成・提出せず)	
④	能義郡安来～母里間	安来母里間軽便鉄道速成ノ請願 (衆議院1913年3月11日採択)	能義郡赤屋村・蔵光善一郎ほか303名 (紹介議員：恒松隆慶)
	能義郡安来～母里～井尻間	安来井尻間軽便鉄道敷設速成ノ請願 (衆議院1913年3月11日採択)	能義郡井尻村・岩佐専五郎ほか700名 (紹介議員：福岡世徳ほか1名)

出典：『帝国議会貴族院議事速記録』29（東京大学出版会、1981年）、『帝国議会衆議院議事速記録』27（東京大学出版会、1981年）

【表4】 山陰線・乃木（八束郡）停車場設置請願書の提出者

表 題 ・ 宛 先	提出時期	提出者(沿線地域・八束郡)	提出者（雲南地域）
①「鉄道線路停車場 設置之義二付請願」 (通信大臣・山縣伊 三郎宛)	1907年 3月31日	乃木村長 石倉宇右衛門 熊野村長 長澤儀太郎 岩坂村長 石倉竹次郎 大庭村長 松浦孝一 忌部村長 和田治右衛門	大原郡 海潮村長 曾田市三郎 阿用村長 三原千一郎 大東町長 竹内辰之助 佐世村長 森山清松 春殖村長代理・助役 野々村政十郎
②「鉄道線路停車場 設置ノ義二付請願」 (鉄道院総裁・後藤 新平宛)	1910年 1月10日	乃木村長 野津半左衛門 熊野村長 長澤儀太郎 岩坂村長 小松貞次郎 大庭村長 廣江勝之助 忌部村長 福岡真市	大原郡 海潮村長 曾田市三郎 大東町長 竹内辰之助 佐世村長 藤井信之助 阿用村長 三原千一郎 春殖村長 上代豊三郎 仁多郡 亀嵩村長 伊藤光之助 三成村長 川島俊蔵 八川村長 武藤六郎兵衛 横田村長 中澤亀太郎 鳥上村長 永井豊太郎 布勢村長 内田亀作

出典：島根県公文書センター所蔵文書〔群1-508〕 『鉄道軌道索道』（1916年）

戦後島根県の占領記録の史料的特徴とその活用方法に関する提言

西村 芳 将

はじめに

筆者は、二〇一七年七月に新鳥取県史編さん事業現代部会の事業として「占領期の鳥取を学ぶ会」を立ち上げた。以来、今日まで県民参加による鳥取軍政部活動報告書の解読を続けている。一九四六年八月から一九四九年八月まで三年間に及ぶ英文のレポートを辞書を片手に解読することで、鳥取県における地方レベルの民主化（戦後改革）の動きが月を追って明らかとなってきた。並行して中四国地方に展開した英連邦インド軍の配置や活動を表す資料を入手し、活動実態が徐々に分かりつつある。市民と協同で地域の歴史研究を進める開かれたグループワークの手法は、昨今パブリックヒストリーとして注目を浴びている。島根県占領期の研究にも適用できる手法ではなからうか。

島根県は松江と浜田、二つの軍都と大社基地などの軍事施設を域内に抱えたため、鳥取県よりも大規模で複数の占領軍地上部隊が進駐した。特に松江市には英連邦軍の旅団司令部が置かれ、両県に配置された部隊を指揮した。つまり、鳥取県の占領を考えるうえでも、島根県の占領期の解明が急がれるのである。

以下、占領期研究の動向と島根県占領期研究の課題を述べたうえで、島根軍政部活動報告書の内容の一部を紹介し、次に島

根県内進駐英印軍の関係資料3点の抄訳を掲載し、その活用策を展望する。

一 占領期研究の動向

一九七八年以後、米国立公文書館から入手したGHQ関係文書が国立国会図書館で閲覧可能となると、自治体史、特に都道府県史編纂事業において、地方軍政部資料を用いた記述がなされるようになり⁽¹⁾、労働・教育・衛生・福祉・食糧など分野ごとに政策が具体的にどう地域に浸透し、あるいは反発を招いたかを把握するうえで示唆に富む研究成果を生んだ。戦後の占領期研究を牽引した竹前栄治は、一九九〇年代以後の研究状況を、占領の国際比較、戦前戦後の連続非連続、政策の三層構造（ワシントン／GHQ中央／地方レベル）の相関関係への注目などが集まったと述べ、地方から見直す占領改革の分析が始まった時期と特徴づけた⁽²⁾。近年では、京都府立総合資料館（現京都府立京都学・歴史館）所蔵の京都市明細図と証言記録をもとに占領の生活誌を描いた西川祐子『古都の占領』（二〇一八）、占領期写真の来歴の考察も含む佐藤洋一・衣川太一『占領期カラー写真を読む』（二〇二三）に結実した。また地方

都市の接収住宅に関する建築学からのアプローチとして大場修編『占領下日本の地方都市』（二〇二二）もある。

二〇〇〇年代に入ると、IT技術の進歩とインターネットの普及が資料のデジタル化を一気に加速した。国立国会図書館デジタルコレクションほか、各国のアーカイブズ機関がウェブサイトでデジタル公開を開始し使い勝手も格段に向上してきている⁽³⁾。他方、占領期に撮影された写真を子どもの世代が写真共有サイト（Flickerなど）に掲載したり、eBayなどのオークションサイトに出品する事例も増えている。

このように、戦後日本の占領期研究は米国の資料公開と歩みを一にして進んだといえる。しかし中四国地方を分担統治した英連邦占領軍に関するまとまった研究は、千田武志氏『英連邦軍の日本進駐と展開』（一九九七年）を超えていない。英連邦軍のなかでも英印軍についての研究は緒に就いたばかりである⁽⁴⁾。

二 島根県占領期研究の課題

島根県の占領期については『新修島根県史』通史篇第3現代（一九六七年）が当時の新聞記事や県涉外担当職員の証言記録に依拠して、占領初期の進駐過程を詳述した。現代編を担当した山岡栄市は編纂当時の苦労を次のように回顧している。

占領直後の社会的混乱や進駐軍受入れにあつての管理当局の苦心、安堵と屈辱の混交した複雑な当時の国民意識、敗戦によつてもたらされた第三国人⁽⁵⁾とくに朝鮮人との関係等は、当時非常に深刻な問題であつた。占領軍が日本

管理のために続発した諸指令とそれに対する県行政当局の受けとめ方、ならびに県民のそれに対する対応の仕方等は、私がとくに重点をおこうとした点であつたが、県庁文書の焼失や棄却によつてその目的を十分に達し得なかつた。これらに関する叙述の大部分は、島根新聞とその他の中央紙を軸とし、当時軍政部との交渉にあたられた田中謙二（当時県外務課渉外係主任、後、島根女子短大事務局長）、宇塚敏雄（当時C・I・E通訳官、後、出雲高校教諭）両氏の保存されていた僅かの資料と口述によつて補うほかなかつたのである。

（山岡栄市「通史篇現代を担当して」『新修島根県史編纂余録』、一九六八年）

戦後二度の県庁舎焼失（昭和二〇年八月二四日の県庁焼討事件、昭和三十一年一二月原因不明の出火）のため、占領期の島根県公文書の残存状況は芳しくない⁽⁶⁾。軍政部の活動を丹念に取り上げた笹本征男も「軍政部が地方行政のすべてにわたつて、間接、直接に占領統治を行つたことは、島根県の場合は推測するほかはない」と述べている⁽⁷⁾。

三 島根軍政部活動報告書

そうした資料的限界を超えるものとして「島根軍政部活動報告書」を紹介する。「軍政部」（Military Government）とは、一九四六年七月に地方行政の監視のため各県に配置された占領軍組織であり、県下の民主化状況を上位機関である第八軍司令部や隣県軍政部などに提出・配布したものが月例報告書（初期

は半月報である。島根軍政部の場合は一九四六年八月から一九四九年八月までが残存し、国立国会図書館憲政資料室で閲覧できる（一部は国会図書館デジタルコレクションで公開されている）。分量は時期によつて異なるが毎月A4判約二〇ページ程度で、内容は総論と、政治行政、公衆衛生、公共福祉、労働、経済、民間教育活動、民間情報活動、金融・民間財産の個別報告（添付書類）からなり、軍政部の各班担当者が執筆した。

冒頭述べた占領期の鳥取を学ぶ会では、高校生から九〇代まで幅広い年齢層の方が月一回鳥取市歴史博物館の一室に集い、鳥取軍政部活動報告書の翻訳に取り組んでいる。事前に事務局から示された解読範囲を自宅で訳してきて、当日は和訳に自信のある段落を発表する。その後、翻訳家の澤田晶子氏が模範訳例を示し、同館学芸員の横山展広氏が関連する新聞記事や資料を紹介するという流れである。参加者は英文を手がかりに、政治経済社会に関わる戦後の出来事を、月を追つてたどることになる。新しい選挙制度、教育改革、農地解放などGHQの民主化政策が地方社会に根付いていく様を新聞記事や行政資料との照合で説明していく楽しみがある。

報告書原本は、占領当時の軍政部事務所（鳥取は教育会館、島根県は県農協連）で作成された英文タイプの紙文書で、占領期間終了後米本国に持ち帰られたものが米国国立公文書館に保管されている。それを国立国会図書館が収集（撮影）し、マイクロフィッシュで保管している。鳥取県ではさらにその複製を県立図書館が所蔵している。「学ぶ会」ではそのマイクロフィッシュをプリントアウトしテキストとして参加者に配布する。英

文タイプの掠れやスペルミスが多くて解読を飛ばす部分もあるが、古文書のくずし字解読にも似て文脈や文法を考えて単語を類推する面白さもある。英文と悪戦苦闘するうちに、記事から派生するさまざまな鳥取の記憶を参加者は共有することになる。この占領期の鳥取を学ぶ会の参加者で元英語教員の森悟氏は、島根県軍政部活動報告書の翻訳も試みている。以下、森氏による訳例を摘録する。（末尾のカッコは西村コメント）

・闇市【一九四六年八月三十一日付報告書】

線路沿いの闇市活動を根絶するため、県警による一斉取り締まりが車両規制という方法で実行された。取締りの結果、大量に買い溜めされた商品や不法な商いが明らかにになった。四五八人による合計四五〇件の闇市に関する事案が明らかになった。統制計画は、大麦や植物やジャガイモを不法に扱う者たちを主に対象とした。（関西方面に「出荷」される闇市商品の統制の状況である。鳥取県でも同様の摘発例が報告されている。）

・政党活動【同前】

第二六八インド歩兵旅団本部から届いた秘密文書には、松江・木次・境港における共産党の指導者とのやり取りが書かれていた。英連邦占領軍のメンバーによるインタビューで得られた情報は以下のものである。

a 島根県内の共産黨員は約一五〇人。

b 約二〇人の共産黨員は松江に住んでいる。

c 島根県には約二万人の共産党親派がいる。

d 労働組合の多くが共産党の支持者で、大まかに言えば農民組合と工場労働者である。

e 農民の多くはたいへん貧しく、左翼を支持しているが共産党を今も□□(判読不能)している。それは戦争中に共産党に属することは重大な犯罪であり、彼らが悪評にさらされたからである。

f 日本軍の将校だった者は共産党員にはなれない。反動軍国主義のスパイになる恐れがあるからである。軍国主義の支持者は依然として多い。そして様々な団体のメンバーとして秘かに活動をしている。

(英印実行部隊の調査結果が軍政部に報告された事例。鳥取では未確認の形態。当時の共産党の党勢、党に対する見方を共産党指導者自身が現状分析している。)

・公共の安全【同前】

島根新聞は、県内で未成年者の犯罪が増えている記事を掲載した。この数ヶ月間で、多くの若い女性が特別な理由もなく家出をしている。最近、今市で起きた身元不明の若い女性の殺人事件では、心配した両親が自分の娘かどうか確認するために警察署に来了。警察の幹部は、現在の抑圧された生活状況が人々の倫理観、特に若者の倫理観を低下させているという考えを表明した。もう一つの可能性は、若い女性が民主主義の概念を極端に掲げて、あまりに「羽目を外している」ことだと述べている。(家出の増加理由を若い女性の倫理観

の低下や過度な民主主義で説明した事例。「民主主義」の浸透が倫理観・道徳観を低下させるといった見方は、一九四七年一月天皇巡幸後に発生した鳥取駅群集事故で改札を乗り越えて殺到した乗客批判でも持ち出された見方である。(8)

・公衆衛生【一九四六年九月一七日付報告書】

軍政部の命令により、九月五日から一日に松江市一斉清掃が行われた。冬の病気の流行を防ぐために松江市民が川、排水溝、ドブ、便所、墓地、そして民家の掃除をした。今後は、毎月一日が一斉清掃の日になった。県内の他の町も同様のことを期待されている。さらに予防法として、人間の排泄物を屋外に捨てることや、汚染された水で泳ぐことが禁止された。(衛生思想の普及、保健所活動には軍政部は特に熱心で、鳥取県では「ネズミ捕りデー」を設けて県下一斉に駆除を行っている。)

・占領軍と日本国民との関係【一九四六年一〇月三日付報告書】

浜田からの報告によると、連合国軍の兵士が日本人の家屋に入ろうとして三回も喧嘩をしている。日本の子どもが英国の将校に石を投げたという事例も報告された。その場ですぐに懲らしめたが、上司は子どもとの両親からの正式な謝罪を要求した。このことは校長にも伝えられ、占領部隊の司令官から激しく非難された。(後述するハットリ―記事を参照)

その他の重要事項【同前】

松江市古志原の第二六八インド歩兵旅団の指揮官は、一九四六年九月二三日、島根・鳥取の軍政隊長会議を招集した。島根県と鳥取県の隊長は数名の職員と一緒に集った。議題は食糧や住居の状況、人々の健康、闇市、そして占領軍に対する一般の人々の感情についてであった。それは占領軍の義務と責任、そして県行政との関連を概説するオリエンテーション会議であった。(後述するインド旅団司令部と両県軍政部との関係を示す記事で、司令官チマヤ准将が両県の軍政隊長を招集し、連絡会議を開催した。島根新聞記事はこの会合が月例会となる予定と伝えたが、その後の開催状況は不明である。)

・戦後行幸【一九四七年一月四日報告書】

一月に天皇が島根県を訪問した。最も心をこめて天皇を迎えたが、熱狂的というわけではなかった。費用の総額は確定していないが、およその目安は以下のとおりである。(略)この費用は多すぎる。実際はこの費用の二五パーセントで十分である。天皇の訪問が、税金浪費の言い訳に使われたことは明らかである。すでに負担を強いられている島根県の納税者には、余計に一五〇万円を支出する余裕はない。(GHQは日本占領を円滑に進めるために昭和天皇の戦後巡幸を認めたが、次第に国民の奉迎が熱狂的となり、過大な奉迎費用を問題視するようになった。島根県では実際にかかった費用の四分の一でよいという厳しい見方を示している。)

四 英連邦軍関係資料の紹介

次に英連邦軍(英印軍)の資料を三点紹介する。

島根県に最初に進駐した占領軍は米軍部隊で、一九四五年一月一九日米第一〇軍団視察将校の浜田視察を皮切りに、同二日には米第四一師団司令部付公安部長ほか先遣隊が松江に到着。兵器の引き渡し状況と接収予定の旧軍施設や官公庁、大社基地などを視察した。続く本隊は一月六日マッケンレー大尉の指揮のもと米第四一師団一六二連隊約千名が午前六時五四分臨時列車で松江駅到着。徒歩で古志原連隊兵舎に入った。

その後、英連邦軍の分担統治が決定し、翌一九四六年四月、米軍部隊に代わってホワイト中佐を司令官とする英ドーセット部隊六百名が松江・出雲・浜田に進駐する。同二〇日にはシェウアトン中尉以下八名の婦人部隊(WASB: Women's Auxiliary Service Burma)も市内に酒保を構えた。

しかし、この英ドーセット部隊は英連邦軍内の配置換えにより高知県後免に移駐し、かわって五月二〇日英連邦インド軍第二六八歩兵旅団一八〇〇名が来松。同隊は、マハラタ、マドラス、バタン、グルカ、パンジャブ、シークラのインド諸部族からなり、司令官チマヤ准将が西津田の永井邸を接収した。同じ時期、浜田には英印第五マハラタ軽歩兵隊第一大隊が進駐した。彼らは軍政部とは異なり、日本の武装解除と兵器接収を任務とした「実行部隊」(Tactical Troops)である。軍政部のように形式の整った月例報告書を作成しないため、これまで活動実態がよく分かっていなかった。以下三点がその空白を埋めてくれよう。

(1) ハンフリー・エバンズ『インドのチマヤ 一兵士の生涯』

HUMPHREY EVANS THIMAYYA OF INDIA: A SOLDIER'S LIFE

英印第二六八旅団司令官チマヤ准将の評伝である (Kodendera Subayya Thimayya 1906-1965)。チマヤは第二次世界大戦中に歩兵旅団を指揮した唯一のインド人であり、祖国で英雄視されている人物である。一九五七年から六七年まで第三代インド陸軍参謀総長を務め、朝鮮戦争では中立国送還委員会議長、六四年にはキプロスの国連平和維持軍司令官も務めた。同書第一章に「松江」と題する文章が掲載されている。(原文(英文)を筆者が翻訳ソフトDeePlを用いて和訳、校訂した。)

第一章「松江」

英連邦軍はオーストラリアのノースコット中将が指揮し、司令部部隊とオーストラリア、ニュージーランド、インド、イギリスから来た四個旅団を配下に抱えた。これらの旅団はブリンディブ (BRINDIB) と呼ばれる部隊を構成し、旧グルカ将校のコーワン少将が指揮した。チマヤの旅団は、オーキンレック (英陸軍元帥) の親連隊であったパンジャブ第一連隊第五大隊、北アフリカとカッシーノの戦いの英雄で部隊の一人がヴィクトリア十字章を受賞していた第五マハラッタ軽歩兵隊第一大隊、ヴィクトリア十字章を二名が受賞した第五ロイヤル・グルカ・ライフルズ第一大隊、装甲騎兵連隊である第七軽騎兵連隊を擁していた。

(中略)

チマヤと部下は、日本での駐留地の選択にあたり多くの

ことを考えた。アメリカは英連邦占領軍に日本の南東部の海岸地帯と本州北部の一部を提供した。英連邦インド軍の司令部は呉の旧日本海軍兵学校に設立された。オーストラリア部隊は広島。ニュージーランドは下関にいた。チマヤは北部の県である浜田と鳥取を選び、本部は松江に置いた。日本に到着したときはシヨックだった。港や町は度重なる爆撃で破壊されていた。これほど大規模な破壊は見たこともなかったし、想像すらすることがなかった。原爆で破壊された広島で私は一週間を過ごした。」

(中略)

「一夜を過ごした広島の原因破壊は、まるで悪夢のようだった。町はまるで巨大な拳で押しつぶされたかのようにべしゃんこになっていた。広島の人々の多くは、無惨な姿をしており、全員が半死の状態に見えた。私は部下と近くの修道院を訪れ、そこで原爆投下の目撃者である神父から恐ろしい爆風について説明を受けた。日本人は最後の一人まで侵略に抵抗しただろう、地形から見て日本を攻撃するのは難しかっただろう。だから、もし原爆が使われなかったら、犠牲者はもっと多かっただろうと神父は語った。」

ひどかった広島に比べて、幸いなことに松江は素敵な町だった。内海があり宝石のような島々が点在していた。周りの丘や畑は耕作され、町全体が庭園のようだった。日本人が隅々まで耕作していることに感銘を受けた。畑と畑の間の畦や道路の路肩にも豆が植えられていた。牛は、インドの牛より小さいとはいえ、無垢で、驚くほどよく訓練さ

れていた。目に見えるような牧畜をすることなく、牛は道だけを歩き、作物の邪魔をすることはなかった。日本人が牛乳は飲まないが牛肉は食べることに驚いた。牛は食肉用と農作業用として飼育されていた。チマヤにとって松江の特に魅力的な点は女性たちだった。色とりどりの着物を着た女性たちは可憐で清潔で完全に女性的だった。子供たちも同様に魅力的で、いつもきれいに身だしなみを整えていた。どこの国の子供でもそうであるように、彼らは楽しんでうでいたずらに満ちていた。彼らは親たちと同様、進駐軍を恐れていなかった。当初、松江の日本人はインド軍を恐れていた。特に恐れていたのはシーク教徒で、その髭と大きな体格は日本人に悪魔を連想させた。人々は、インド人を獐猛な人食い人種だと聞かされていた。しかし、部隊は古い兵舎を占拠しており、人々との接触はほとんどなかった。そしていつものように、兵士たちは規律正しく礼儀正しかった。やがて、人々は彼らを恐れなくなつた。それでも、インド人が近づくと、日本人は通りの反対側に渡つた。チマヤは、アメリカ軍政府の規則でそうしなければならぬことを知つた。おそらくマドラスでの日々を思い出したのだろう。彼は、インド人が規則を強制しないことを知らせた。徐々に、日本人は礼儀を重んじるようになったが、インド人たちは静かな生活様式を乱すことなく住み着いた。占領下の日本での生活は、アメリカ軍政府によって規制されていた。国土は地域ごとに区分されていた。各地域は連合国司令官によって任命された知事（軍政部隊長のことか）

を通じて管理された。最初に到着した時、地元の日本人の首長が彼を正式に訪問した。チマヤは米軍政部隊から返礼しないように指示された。次の正式な手続きは、現地の日本軍司令官（？）によるチマヤへの降伏だった。司令官はチマヤが望むあらゆる仕事の遂行を見守ることになった。チマヤは運動場やバラックの配管や家具を発注した。工事はいつも順調に進み予定よりも早く完成した。チマヤが日本軍司令官に会うことは二度となかったが、彼は決して協力を惜しまなかった。チマヤが実際に日本人と接したのは彼の通訳だけだった。「彼はユーモアのある老人で、アメリカで教育を受けた」とティミー（チマヤ）は言つた。「彼はインド人に興味津々で、私たちがイギリス人に似ていることに驚いていた。私は彼を「ポップス」と呼んだが、これは年配の男性に対するアメリカ人の慣例的な呼び方だった。」また、チマヤは担当した家の男のことを少し知るようになった。

松江の郊外にあるその家はこじんまりとしていたが、とても明るかった。ライスペーパー（障子）と黒く磨かれた木のスライドパネル（襖）で仕切られた四つの部屋があった。襖紙には繊細な絵が描かれ、季節によって変えることができた。夏には雪景色の山が描かれ、冬には温かみのある色と線の絵が挿入された。装飾の一部として常に飾られていた生け花には、さらに工夫が凝らされていた。花の配置は、太陽の光や夕方の影を受け、その日の気分や天気に合わせて毎日何度も変えられた。これらの繊細な創造的営

みは、チマヤの家の二つの芸術であつた。

これらの繊細な作品は、チマヤの二人のハウスメイドの作品だつた。メイドの一人は家主の娘だつた。家主はチマヤに彼女を雇うように頼んだ。チマヤは、このような教育を受けた良家の娘の使用人として雇うことにためらいがあつたが、家主は家財をきちんと管理するために、家の中に家族の一員を置くことを好んだ。チマヤは言った。「毎朝、彼女は私の部屋に入つてきて、柔らかな声で私を起こした。彼女の着物はいつも美しかった。彼女は膝をついて、きれいに並べられた茶盆を私に手渡した。一日の始まりは実に心地よいものだと思つた。当時の女中さんたちは、私がお風呂に入るのを手伝ってくれることになつていたが、私はこの風変わりな習慣に慣れることができず、女中さんたちを追い出した」。

その家での最も楽しい時間は、小さな庭に座つて過ごすことだつた。苔むした岩、生い茂つた木々、ミニチュアの滝、小川にかかる小さな橋など、典型的な日本庭園だつた。「静かで心落ち着く素敵な場所でしたが、私には不可解だつた」とチマヤは言った。「メイドが言うには、日本はとても狭いので、一個人が広大な土地を所有したり、庭園のために多くのスペースを割いたりすることはできない。そのため、庭は山や森や川を思わせるように作られ、家主が自分にとって大切に感じられるようにしたのです」。

ミニチュアのような山の風景の中に座り、兵舎を訪ね、田園地帯を散歩する以外に、チマヤが松江ですることはほ

とどなかつた。社会生活は、食堂、近くの英連邦空軍部隊の将校たち、そして数人の米軍政部隊員の間で成り立っていた。アメリカ人の中には妻を連れてきた者もいた。さらに、部隊の福祉活動をするイギリス人の F A N Y S (救急看護ヨーマンリーのメンバー) 五人がこの地域に住んでいた。将校たちはささやかなダンスをいくつか開くことができたが、たいていはカジュアルなデイナーパーティーやブリッジパーティーで、ピクニックにも出かけた。お気に入りのピクニック・スポットは、松江から四マイル離れた丘にある温泉の近くだつた。このプライベートプール付きの小さなホテルは、将校のレクリエーションセンターとして使われていた。インド部隊もよく温泉に來た。

(中略)

インド軍には娯楽がほとんどなく、将校たちは兵士たちが暇にならないよう苦勞した。ゲームが用意され、たくさん訓練が与えられた。週に一度、隊員たちは松江の商店で買い物をしたが、買うものはほとんどなかつた。古い外輪船を改造し、内海の美しい島々を巡るようにした。時折、連合軍部隊からの命令で、隊員たちは武器を探すために指定された場所を搜索したが、武器は見つからなかつたし、日本人とトラブルになることもなかつた。そのため、隊員たちは多くの時間をフーカ(水キセル)を囲んで座つて過ごした。

普通なら、将校たちはこの状況を気にしなかつただろうが、問題は日本人女性だつた。「日本人は戦争の結果に唾

然としているようだった」とチマヤは言った。少女たちはわずかに数本のタバコのためにわが身を差し出した。彼女たちは積極的でどこへ行くにもしつこく声をかけてきた。苦境に陥ると日本人は女性を売春させる習慣があると聞いたことがある。とはいえ、今の女性たちは進駐軍の士気を下げるために利用されているのではないかと思うことも少しはあった。いずれにせよ、日本にいた連合軍兵士の性病は驚異的な割合に達した(略)。

チマヤが松江で過ごした期間は、日本の大都市が憂鬱であつたのと対照的に楽しいものであつた。彼は自分の旅団の将校の妻たちが来るのを待ち焦がれていた。「二ナとミレーユに、私の素敵な小さな家と庭を見せたかった」とチマヤは言った。「二ナがサリーを着て松江の街を歩く姿を想像してみた。」(以下略)

一九四六年五月松江に到着したチマヤは、宍道湖に浮かぶ宝石のような島々、庭園のように手入れが行き届いた郊外の田畑に感動した。原爆で荒廃した広島とは対照的な、のどかで美しい風景だった。日本人は当初インド人を「癡狂な人食い人種だ」と恐れていたが、兵士たちが規律正しく礼儀正しかったことから、次第に恐れなくなったという。このインド人に対する感情の変化は、鳥取県資料には見当たらないものである。戦中戦後を通じて日本人のインド人観の変化を追究するのも面白いだろう。

チマヤの宿舎として接收された永井邸のある西津田は、英連

邦軍の駐屯する古志原の旧連隊兵舎に近く、県庁や軍政部事務所がある松江城下との間に位置する。彼はそのこじんまりとした日本家屋を大変気に入る、床の間の掛け軸や生け花を愛で、日本庭園を眺めて過ごした。すでに米軍の実行部隊による徹底的な搜索が行われた後であり、武器搜索の成果はなく、庭を愛で、兵舎を訪ね、田園地帯を散歩して時を過ごした。配下の将兵たちも、松江での時間を娯楽やスポーツに費やした。この点は、美保基地に進駐した英連邦空軍が大山や中海でのレクリエーションに出かけ、基地内のフィールドでラグビーや運動会を催し、巡回する楽団を招いてのパーティーに勤しんだのと同様である。そんなチマヤにとって一番の問題は兵士の売春と性病対策であつた。評伝はこのあと、グルカ兵による売春問題とその対策に躍起になるチマヤの姿を描くが、割愛した。

(2) フランシス・チャールズ・ハットリー「われわれの日本占領」Francis Charles Huttley, *Our Occupation of Japan: A Memoir*

次に紹介するのは、オーストラリア人将校フランシス・チャールズ・ハットリーが豪の雑誌Quadrant誌に寄稿した文章である(9)。ハットリーは一九一四年生まれ、四二年から四七年まで英連邦軍将校、四六年四月から同一年二月まで在日英連邦占領軍の臨時少佐として鳥取市及び松江市に滞在した。帰国後はオーストラリアの最高裁判事を務める著名な人物である。

・一九四六年四月、私は軍艦で呉に到着し、軍政連絡官(少佐)

としてイギリス連邦占領軍に入隊した。私はバージニア州シャーロットビルにあるアメリカ陸軍政学校を卒業し、コンロン大佐の研究局（局長はギャンブル中佐）の軍政に関する小さな部署に所属していた。数日後、私は鳥取市に送られた。パンジャブ第一連隊第五大隊が米軍部隊の後を継いだ。

・鳥取県と島根県は、英連邦軍の英印連合師団であるプリンディフBRINDIV(British Indian Division) のインド旅団に割り当てられ、パンジャブ第一連隊第五大隊は鳥取市に、旅団本部と本部部隊及びドーセット大隊は島根県の県庁所在地である松江市に、浜田市にマハラタ大隊、山口県境に近い小さな港町（仙崎）にニュージールランド部隊が置かれてた。美保にはインド空軍の部隊があつた。

・両県とも日本の基準からすると、人口が少なく、産業や商業がほとんどない県であつた。瀬戸内海に面した英連邦軍地域の中心地との交通は頻繁ではなかつた。岡山から米子まで鉄道があり、そこで山陰本線と合流して本州の西側で海に面していた。広島から松江までの道路を除き、本州を横断する道路はほとんど通行できず、封鎖はされていなかった。鳥取県は実に辺鄙な地域であつた。軍政における鳥取県の意味は、飢餓に苦しむ首都圏を養うための食糧の余剰地域であることと、朝鮮に面していること（朝鮮人は日本に入りたがつていたが、合法的に入ることができなかった）の二点を除いては、ほとんど重要性はなかつた。

・しばらくしてラフカディオ・ハーンの街、島根県の県庁所在地である松江のインド旅団本部に移動し、軍政連絡官として

チマヤ准将の部下となり、英ドーセット大隊と行動を共にすることになった。

・松江の軍政連絡官の仕事は楽であつた。チマヤ准将が松江軍政部を構成する二人のアメリカ人将校より優位に立っていたためである。しかし、コヒマ・デイの祝いを企画するのは私の役目だつた。松江のドーセット大隊の指揮は、連隊の出身でオリンピックで英国代表としてメダルを獲得したこともあるホワイト中佐が執っていた。ホワイト中佐は、コヒマの戦いを記念する軍事パレードでドーセット大隊の指揮をとり、決定的な役割を果たした。

・コヒマ・デイのパレードは晴天の中、町の中心近くの平地、米軍政部の向かい側で行われた。メダルと戦いの榮譽を身につけたコヒマ退役軍人が大隊の前に堂々と並び、馬に乗った大佐がいた。別の側には、小規模の米軍政部隊と私がドーセットに比べればまったく軍人らしくない姿で並んでいた。もう一方の側には松江市の高校生全員が並んで、コヒマの戦いについての演説を聞いた。大佐がコヒマの戦いについて説明し、通訳が忠実に高校生に訳した。大佐は、この偉大な戦いで日本人が示した並外れた戦闘能力に対して温かい真の賛辞を贈った。それは軍人の美徳を尊重する日本人の魂を一掃する責任を忘れた演説だつたが、私はコヒマ・デイが日本の高校生の記憶に残ることを信じている。なぜなら、日本の高校生の出席を手配したことは、私が同市で軍政連絡官を務めていたときの数少ない功績の一つだつたからだ。われわれの存在は、日本人の軍国主義を永久におさえこむはずのものであつた。

われわれは困惑していたが、軍隊の保持を禁じる憲法を飲み込むことを日本人は余儀なくされていた。

・松江では、占領軍に従順で尊敬の念を抱かせるために、日本人が並々ならぬ努力を払っていることを体験した。占領軍に協力するようにという天皇の指示は、この地域では空虚な決まり文句ではなかった。ある晴れた土曜日の朝、私は米軍政部に呼ばれた。県の教育長が、七歳から一〇歳の男の子二人、それに両親を連れてやってきた。広島と松江の間にある村で、少年たちが通りすがりのジープに石を投げ、占領軍に侮辱を与えたことを詫びるためである。二人の少年は、村を通過中の進駐軍のジープに石を投げたようであるが、石はジープに当たらず何の損害も与えなかった。彼らの行動は部隊のメンバーには見られていなかったが、保護者はすぐに教育委員会にこのことを報告し、教育委員会はこのことを教育長に報告した。教育長は島根県の子供たちに進駐軍に対する正しい敬意を持たせることができなかったことを自分自身の責任と考え、すでに県内のすべての小学校にこの二人の少年の非行について報告し、進駐軍に対して常に正しい敬意を払うよう、すべての教師に一層の努力を求める連絡を送っていると私に告げた。このように述べた後、両親は地面に深く頭を下げ、二人の少年も同じように頭を下げた。教育長は二人のお辞儀が十分でないを見て、頭を床に打ち付けるように強く押した。
(以下略)

ハットリーは軍政連絡官として鳥取に赴任し、その後松江に

移った。松江は山陰地方に展開した英印軍部隊の拠点であり、ハットリーはチマヤ司令官と米軍政部隊との連絡調整を行った。彼の日本滞在はわずか七カ月過ぎないが、連絡官という立場で、占領統治の重要な場面に立ち合っている。

ハットリーは、日本占領における山陰両県的重要性を、都市部への食糧供給と朝鮮人「密航」監視以外にないと述べている。戦後の食糧難の解決策として農家からの主食（米麦）の供出が徹底され、農業県から都市部消費地へ米穀を回米する政策がとられた。山陰両県の仕向地は京都・大阪に指定され、大量の米穀が都市民の窮乏を救った。また、解放後の自由渡航や日本政府の帰還事業で帰国した在日朝鮮人が日本に戻ってくることを、政府は「密航」として取り締まった。朝鮮半島に直面する両県への「密航」は多く、海岸部では監視船が運行し、上空では美保飛行場を発着拠点とする英連邦空軍のスピットファイア編隊が朝晩二度の監視飛行を行った⁽¹⁰⁾。ハットリーが指摘する二点は、山陰両県の占領を語る上で欠くことのできない視点といえる。

また印象的なのが五月一三日のコヒマ・デイのパレードに関する記述である。コヒマとはインドのインパール北方の地名で、一九四四年英連邦軍がこの地を日本軍から奪還した日をコヒマ・デイと称して祝福した。この日の軍事パレードの様子を島根新聞は次のように報じている。

「颯爽歩調も軽やか伝統美輝く進駐軍市中行進」

バンドのリズムに軽快な歩調を揃へ、林のように銃剣をつ

らねて街をゆく兵隊さん、これは一三日行はれた英軍松江進駐部隊の市中行進である、平和の訪れと勝利を祝福するこの行進はホワイト中佐の総指揮で、午前一〇時古志原兵舎を出発、市民歓迎のうち戦車六台を先頭に相生町四ツ角から駅前四ツ角―白濁本町―大橋―本社前―城山大手前広場―中配まへ―新大橋―相生町四ツ角―兵舎の路順で行なはれた、形式と伝統に描かれた五百余名の兵隊さんの姿は、とくに揃ひの白いパンツ肘までとどく白手袋に狗の毛皮を着た鼓手の華美な姿は人目を惹き、お昼まへに全行進を終り兵舎に帰還した

(一九四六年五月一日付島根新聞)

「本社」とは島根新聞社(現山陰中央新報本社)、「中配」とは中国配電株式会社(現中国電力)のこと。戦車六台を連ねた行進は、古志原から雑賀までのいわゆる連隊道路を通って市中に入り、大手前広場で式典を挙行した。実施責任者を命じられたハットリーは、日本の軍国主義を賛美するような中佐の発言には苦言を呈しつつも、パレードが地元高校生の記憶に残るイベントになったと確言した。

占領軍ジープへの投石一件から見えてくるのは、教師の占領軍に対する恐れである。他方、占領軍に敬意を払うことが「天皇の指示」によるものとハットリーが認識していた点が興味深い。天皇権威を利用した占領ということは、英連邦軍の実務担当者も肌で感じていた。

(3) 第五マハラタ軽歩兵隊第一大隊

英連邦軍新聞 (British Commonwealth Occupation News) 一九四七年二月二〇日付記事は、英連邦軍の日本占領開始一周年を記念した特集号で、各地部隊の進駐状況をレポートした⁽¹¹⁾。このうち、浜田に進駐した第五マハラタ軽歩兵部隊第一大隊の記事を訳出した。同部隊については県史等で言及されているが、資料が非常に少ないため活動実態は今日まで明らかになっていない。

一九四六年五月十五日、マハラタ一行は呉のSSオルドゥナから上陸した。インド兵はアメリカや英連邦の戦友と合流するためにやってきたのだ。浜田に到着したマハラタ人は生活施設や娯楽施設を改善するため、意欲的に仕事に取りかかった。(一九四四年) 十二月一三日にカッシーノ(イタリア)でこの大隊を機銃掃射で援護した第二七二ニュージラランド大隊(山口市駐留)が二日間にわたって(浜田を)訪問し、多くの旧交が温められた。

(一九四六年) 一〇月一七日と一八日には、英連邦インド軍コーワン総司令官が部隊を訪問し、二四時間訓練を視察した。訓練は英連邦空軍と共同で行われ、美保の戦闘機隊が急降下爆撃や機銃掃射の模擬攻撃を行った。一月六日、英連邦軍総司令官のロバートソン中将が部隊を訪問。七日、総司令官は部隊を正式に視察した。

八月三〇日、部隊はガネーシュ・チャトゥリテイ(ヒンズー教の祭り)を祝った。朝にはマンディール(寺院)で

バジャン（賛美歌）が行われ、一五時には大行列がガネーシユの像を海に沈めた。マハラタの大祝祭であるダシャラーは、マハラタの真の流儀に則って一〇月四日と六日に祝われた。マハラタの遊びの中にダヒーハンディがあった。ダヒーハンディは人間ピラミッドをよじ登り、一八フィート（約五メートル）の高さに吊るされたヨーグルト入りの壺を割る。勤続二〇年のスバドールは、若者の気持ちに負けるまいと、人間の梯子を跳ね上がったて壺を砕き、若い兵士たちを愉快にさせた。

七月から八月にかけて、一〇〇七人の朝鮮人が、マハラタ部隊の支援を受けた県警によって逮捕された。これらの不法移民は、日暮れ後に小さな漁船で日本の海岸線に近づくという常套手段に従っていた。入り組んだ海岸線は無数の港を提供し、小さな船は夜見張りが静まった頃、監視員から逃れることを望んで朝鮮へ向かった。

当初、朝鮮人は上陸に成功した。英連邦軍はマハラタ部隊に七〇トンの高速巡視船を手配してこの芽を摘んだ。進取的なマハラタ将校は霧の夜に出撃して、荒波のなかで朝鮮船を追跡した。朝鮮人たちはすぐに降伏した。もう一隻のボートが捕獲され上陸は断念された。哨戒艇は週に二回荒海にでて、向こう見ずな朝鮮の船と「嫌われ者」が冬の港にやってくるのを遠ざける存在感を示した。

浜田連隊兵舎を接收した第五マハラタ軽歩兵第一大隊の訓練の様子である。コーワン総司令官の視察時には、美保基地の英

連邦空軍が飛来し、急降下爆撃や機銃掃射の模擬攻撃が行われた。目的は朝鮮人の上陸監視で、部隊は高速巡視船を駆使した。朝鮮人の「密航」監視は、ハットリーが指摘した占領政策における山陰地域の意義を裏付ける。

島根県の朝鮮人政策については内藤正中氏による一連の研究や岡崎勝彦氏による益田事件に関する論考があるが、英連邦地上部隊と空軍及び警察組織が連携した摘発体制が敷かれたことは、島根県占領史のみならず、入国管理行政における英連邦軍と地方の関与を考えるうえで重要な素材を提供している¹²⁾。

なお、ヒンディーの宗教的儀礼が描かれている点も興味深い。マハラタ部隊が浜田市内で過ごした日々をいきいきと思ひ起こさせる記述である。

おわりに―島根県占領期資料を用いた研究の可能性

以上、島根県占領期の資料を用いた今後の研究の可能性について三点指摘したい。

一つめは、軍政部活動報告書を用いた島根県戦後民主化過程の解明である。いうまでもなく連合軍の占領目的は日本の軍国主義の排除と民主化であった。この時期に形作られた諸制度や教育を通して敗戦国民に浸透した民主主義の考え方は、以来左右さまざまな影響を受けながらもいまの私たちの生活やものの考え方の基盤となっている。ということは、現代社会が抱える諸課題を解く上で、戦後改革が目指した理想を繙き、限界を知ることには有益であろう。島根軍政部活動報告書はその恰好の素材を提供している。ただし読み解くためには、地元の皆さんの

□

「福井」編下近「静岡」
編近六「梨」編五
近「岐阜」編

〇五〇「岐阜」編
〇五〇「神奈川」報告
〇五〇「沖繩」編

〇五〇「例」報告書及間情
〇五〇「報告書」及間情

2 竹栄「研究40」<https://repository.tku.ac.jp/dspace/bitstream/11150/302/1/genhou8-06.pdf>
 2024/04/25閲覧

[illegible]

India's Participation in the Allied Occupation of Japan. The Twelfth International Convention of Asia

- Scholars (ICAS 12) <https://doi.org/10.5117/9789048557820/ICAS.2022.088>。
- また奥埜梨恵「日本における英連邦進駐軍 インド部隊の素描：1945—1947年」（『日印文化』インド共和国第七五回独立記念特集号（関西日印文化協会、二〇二一年一月発刊） https://yskw.com/books/nichiinpunka_75stsp_2021101.pdf（2024/04/25閲覧）
- (5) 字義的には「当事国以外の国籍の人、第三国の人」を表す言葉だが、敗戦直後から日本国内に居留する旧外地（朝鮮・台湾など）出身者に対する差別的な言葉として、警察・マスコミ・官僚・政治家が使い始め、広めた。（水野直樹「第三国人」の起源と流布についての考察」『在日朝鮮人史研究』三〇号、二〇〇〇年）
- (6) 島根県公文書センターがホームページで公開する所蔵資料一覧中、占領軍との渉外窓口となった外務課作成簿冊は、一九五〇年の『在外公館等借入金確認請求書綴（受領書）No.1』のみである。
- (7) 笹本征男「地方軍政部—島根県の場合」思想の科学研究会編（『共同研究—日本占領軍、その光と影』上、現代史出版会、1987年）。
- (8) 拙稿「昭和天皇戦後巡幸と鳥取駅群集事故の発生要因」鳥取地域史研究第二四号、二〇二二年二月
- (9) Quadrant. 28. No. 1-2: 19-25.
- (10) 拙稿「山陰地域における朝鮮人「密航」取締りの諸相」（『在日朝鮮人史研究』五二号、二〇二二年）。
- (11) BCON 1947/02/20記事 呉市史編纂室所蔵（国会図書館が複製を保管）
- (12) 岡崎勝彦「益田事件について」（「山陰地域研究第三号」、島根大学山陰地域研究総合センター、一九八七年）、『益田事件』について（続）—在日朝鮮人運動とGHQ地方軍政チームの関わりに即して」（島根大学法学部紀要法学科編『経済学科論集』第一五、一九八九年）。
- (13) 五四師団歩兵第一二二連隊小原博美さんの証言（戦場体験史料館・電子版 <https://jvvap.jp/index.html>）2024/04/25閲覧

島根史学会 投稿規程

一、本会会員は、会誌『島根史学会会報』（年一冊発行）に、論文・研究ノート・史料紹介・書評等を投稿することができます。

一、原稿投稿は、随時受け付けています。なお、投稿を希望される場合には、できるだけ事前に本会事務局へご一報ください。

一、会誌への掲載は、前年度末（三月末日）までに受理したもののなかから、幹事会の判断により行うことを原則とします。

一、投稿原稿は四〇〇字詰原稿用紙換算で、原則として五〇枚（仕上がり一五ページ）以内（図・表・註を含む）を目安とします。

一、ワープロ原稿での投稿に、ご協力をお願いします。ワープロ原稿で投稿される場合は、できるだけ、縦書き、二八字×

二五行、二段組で作成していただき、使用ソフトを明記のうえ、データをお送り下さい。

一、掲載の採否については、事務局において判断し、できるだけすみやかにお知らせします。

一、『島根史学会会報』は、最新号を除き、島根大学附属図書館ホームページの「しまね地域資料リポジトリ」にて公表されます。投稿される場合には、その許諾を条件とします。

一、掲載原稿の転載にあたっては、必ず本会の承諾を得て下さい。一、本件について、ご不明な点があれば、事務局・編集担当までご連絡下さい。

【事務局・編集担当】

〒六九〇一八五〇四 松江市西川津町一〇六〇

島根大学教育学部 長谷川博史

電話（〇八五二）一三二一六二八三

E-mail hasegawa@edu.shimane-u.ac.jp

編集後記

本号には、三本の論考を掲載いたしました。齋藤一氏の論文は、近世西石見を事例として、原料供給と販路確保などに起因する木地師の定住と移動の様が、藩領主による保護政策に大きく規定されていたという事実を、津和野藩と浜田藩の木地師集団の比較を通して、明らかにされたものです。近世の木地師研究を、さらに推し進めた論考です。沼本龍氏の論文は、出雲地域における陰陽連絡鉄道計画とその実現を目指す敷設運動の実態解明を目的とし、明治二〇年から明治三一年までを論じた本会会報第五四号掲載論文の続編として、明治三一年から明治四五年までの動向を明らかにされたものです。島根県の鉄道敷設史は、著者の手によってますます明らかにされつつあります。

西村芳将氏の論文は、二〇二三年一〇月一日開催の本大会報告をもとに、ご寄稿をお願いしたものです。西村氏は、米・英・豪・印等のアーカイブズ所蔵・公開文献を博搜し、鳥取県を中心に山陰地域の占領史研究を精力的に進めておられます。特に島根県の占領史研究は、従来ほとんど空白と言ってよい状況にあり、本論文は、これまで全く知られていなかった占領の実像を浮かび上がらせ、さらには今後の島根県における研究の指針を示されたものとして、きわめて重要と考えられます。ご報告・ご寄稿いただきましたことに、あらためて感謝申し上げます。

「島根史学会会報」第六二号 二〇二四年七月三十一日発行
編集・発行 島根史学会（会長・竹永三男）

（〒六九〇一八五〇四 松江市西川津町一〇六〇）

島根大学法文学部歴史と考古教室気付
電話（〇八五二）三二一六一九一

振替口座
印刷

松江 〇一四七〇一〇一八九八四 島根史学会
（南松本印刷）
電話（〇八五二）五四一・二〇八